第3章

国益と世界全体の利益 を増進する外交

| 第1節 | 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 | 144 |
|-----|--------------------------|-----|
| 第2節 | 日本の国際協力(開発協力と地球規模課題への取組) | 195 |
| 第3節 | | 219 |
| 第4節 | 日本への理解と信頼の促進に向けた取組 | 248 |

第1節

日本と国際社会の 平和と安定に向けた取組

1 安全保障に関する取組

(1) 国際協調主義に基づく「積極的平和主義」

日本を取り巻く安全保障環境は、格段に速い スピードで厳しさと不確実性を増している。国 際社会のパワーバランスの変化は加速化・複雑 化し、既存の秩序をめぐる不確実性は増大して おり、こうした中、自らに有利な国際秩序の形 成や影響力の拡大を目指した国家間の競争が顕 在化している。さらに、国際社会においては、 安全保障上の課題が広範化・多様化し、一国の みでの対応が困難になっている。宇宙領域やサ イバー領域に関しては、国際的なルール作りが 安全保障の観点からも課題となっている。海洋 においては、既存の国際秩序とは相いれない独 自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張 し、または行動する事例が見られ、公海におけ る自由が不当に侵害される状況が生じている。 近年、安全保障の裾野が経済・技術分野に一層 拡大していることを踏まえ、これらの分野にお ける安全保障政策に係る取組の強化が必要と なっている。大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡 散や深刻化する国際テロは、引き続き国際社会 にとっての重大な課題である。こうした中、日 本の周辺には、質・量に優れた軍事力を有する 国家が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動 の活発化の傾向が顕著となっている。

このような安全保障環境などに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が

不可欠となっている。日本の平和と安全は我が 国一国では確保できず、国際社会もまた、日本 がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和 と安定のため一層積極的な役割を果たすことを 期待している。今後とも、日本は、平和国家と しての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治 経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に 基づく「積極的平和主義」の立場から、日本の 安全及び地域の平和と安定を実現しつつ、国際 社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以 上に積極的に貢献していく。

(2) 「平和安全法制」の施行及び法制に基づく取組

日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、国民の命と平和な暮らしを守るためには、力強い外交を推進し、安定し、かつ、見通しがつきやすい国際環境を創出していくことが重要である。その上で、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能とするとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することが重要であり、そのための「平和安全法制」が、2016年3月に施行された。

この法制は、専守防衛を始めとする日本の平和国家としての歩みをより確固としたものにしていくためのものである。また、これにより、日米同盟を強化し、日本の抑止力を向上させ、紛争を未然に防ぐとともに、国際社会へのより一層の貢献が可能となった。

「平和安全法制」については、様々な機会を捉えて、諸外国に対し、その内容を丁寧に説明してきている。これに対し、米国はもとより、オーストラリア、東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国、ヨーロッパ諸国、中南米諸国、国連を始め多くの国・機関から、理解と支持が表明されている。これは、「平和安全法制」が、世界の平和と安全に貢献する法律であることの何よりの証である。

(3) 領土保全

領土保全は、政府にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海は断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然としてかつ冷静に対応するとの考えの下、政府関係機関が緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための取組を推進している。同時に、在外公館の人脈や知見をいかしつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

2 日米安全保障(安保)体制

(1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いス ピードで厳しさと不確実性を増している中、日 米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上 させていくことは、日本の平和と安全のみなら ず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不 可欠である。日米両国は、首脳間の強力な信頼 関係の下で日米同盟がかつてなく強固である 中、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日 米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全 保障などの幅広い分野における協力を拡大・強 化している。さらに、普天間飛行場の移設や在 沖縄海兵隊約9,000人のグアムなどへの国外 移転を始めとする在日米軍再編についても、在 日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとす る地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連 携して取り組んできている。

(2) 日米安保各論

| 日米安保・防衛協力の概観

2015年4月の日米安全保障協議委員会([2 +2」) において公表した日米防衛協力のため の指針(ガイドライン)は、日米両国の防衛協 力について、一般的な大枠及び政策的な方向性 を見直し、更新したものである。同ガイドライ ンの下で設置された同盟調整メカニズム (ACM) を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通 情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで 「切れ目のない」対応を実施してきている。 2019年4月に開催された「2+2」において、 日米の4閣僚は、日米同盟がインド太平洋地域 の平和、安全及び繁栄の礎であること、日米両 国が共に「自由で開かれたインド太平洋(FOIP) | の実現に取り組むこと、また、宇宙、サイバー 及び電磁波といった新たな領域における能力向 上を含む領域横断(クロス・ドメイン)作戦の ための協力を強化していくことで一致するとと もに、一定の場合にはサイバー攻撃が日米安全 保障条約第5条にいう武力攻撃に当たり得るこ とを確認した。また、同会合において同第5条 が尖閣諸島に適用されること及び両国が同諸島 に対する日本の施政を損なおうとするいかなる 一方的な行動にも反対することを再確認した。 また、2019年1月にリチャードソン米国海軍 作戦部長、3月にネラー米国海兵隊司令官、6 月にシャナハン米国国防長官代行、8月にエス パー米国国防長官及びバーガー米国海兵隊司令 官、10月にデービッドソン米国インド太平洋 軍司令官、11月にミリー米国統合参謀本部議 長が訪日するなど、ハイレベルの人的交流が活 発に行われている。加えて、6月及び12月に は日米拡大抑止協議を開催し、日米同盟の抑止 力を確保する方途について率直な意見交換を 行った。このような多層的な取組を通じ、米国 との間で安全保障・防衛協力を引き続き推進し、 同盟の抑止力・対処力を一層強化していく。

✓ 弾道ミサイル防衛 (BMD)

日本は、2006年以降実施している能力向上 型迎撃ミサイル (SM-3ブロックIIA) の日米 共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、2017年には陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)の導入を決定するなど、BMDシステムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても日本に対する弾道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。

ジ サイバー

日米両国は、10月に第7回日米サイバー対話を東京で開催した。日米両国の政府横断的な取組の必要性を踏まえ、2018年7月に開催された第6回対話などのフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際場裡における協力、能力構築支援など、サイバーに関する日米協力について幅広い議論を行った。

三 宇宙

日米両国は、7月の包括的宇宙対話第6回会合などにおいて、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視(SSA)情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード(人工衛星へのミッション器材の相乗り)協力の具体的検討など、宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めている。

☑ 3か国間・多数国間協力

日米両国は、インド太平洋地域における同盟 国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視 している。4月の日米「2+2」では、日米韓で 緊密に連携していくことで一致した。5月の日 米首脳会談などにおいても、日米印、日米豪、 日米豪印を含め、地域における同盟国・友好国 のネットワークを引き続き強化・拡大すること で一致した。6月には第2回日米印首脳会合が 行われ、「自由で開かれたインド太平洋」の維 持・推進における3か国の協力が極めて重要な 意義を有することを改めて確認し、特に海洋安 全保障、宇宙・サイバー空間を含む新たな領域 における安全保障、質の高いインフラ投資の推 進などを含む分野において、協力を強化していくことで一致した。また、9月には日米豪印閣僚級協議が行われ、4か国は、自由で開かれ繁栄し、包摂的なインド太平洋を推進するための共同の努力について意見交換を行った。

力 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。 こうした観点から、日米両国は、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行っている。

= 海洋安全保障

日米両国は、東アジア首脳会議(EAS)やASEAN地域フォーラム(ARF)などの場で、海洋をめぐる問題を国際法にのっとって解決することの重要性を訴えている。2015年4月に公表したガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしている。また、2019年4月の「2+2」で、日米の4閣僚は、共同訓練や寄港などを通じ、地域のパートナー国とも連携しつつ、日米が共同で地域におけるプレゼンスを高めていくことを確認した。

(3)在日米軍再編

政府は、早期の辺野古への移設と普天間飛行場の返還を含む在日米軍再編を着実に進め、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減に引き続き全力で取り組んでいく。

2017年2月の日米共同声明において、日米 両政府は、普天間飛行場の代替施設をキャン プ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する 水域に建設することが、普天間飛行場の継続的 な使用を回避するための唯一の解決策であるこ とを首脳レベルの文書で初めて確認した。ま た、2019年4月の「2+2」共同声明におい て、日米両政府は、普天間飛行場代替施設を キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣

米軍再編の全体像



接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の 継続的な使用を回避するための唯一の解決策で あることを再確認し、同計画を可能な限り早期 に完了するとの強い決意を強調した。

在沖縄海兵隊約9,000人のグアムなど国外への移転(グアム移転は2020年代前半に開始)や、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還などについても、引き続き、着実に計画を実施すべく日米間で緊密に連携していく。

2017年12月に北部訓練場の過半(約4,000 ヘクタール)、2018年3月にはキャンプ端慶 覧西普天間住宅地区(約51へクタール)の引 渡しが行われたほか、2017年7月には普天間 飛行場の東側沿いの土地(約4へクタール)、 2018年3月には、牧港補給地区の国道58号 線沿いの土地(約3へクタール)、2019年3 月には同地区の第5ゲート付近の区域(約2へ クタール)の返還が実現した。また、2006年 5月の「再編の実施のための日米ロードマップ」 に基づく米海兵隊の空中給油機KC-130部隊の 施屋基地へのローテーション展開については、 2019年9月から開始した。これにより、KC-130部隊及び空母艦載機部隊の岩国飛行場へ の移駐に伴う運用の増大による影響が緩和されることになる。

(4) 在日米軍駐留経費負担 (HNS)

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日本は、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えることが重要であるとの観点から、日米地位協定で定められた範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の賃料、提供施設の整備(FIP)費などを負担している。このほか、特別協定を締結し、駐留軍等労働者の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。

日本政府は、日米地位協定及び2016年4月 1日に発効した特別協定(2020年度末まで有効)に基づき、在日米軍駐留経費負担(HNS) を負担している。

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその 要である在日米軍の安定的な駐留の確保のため には、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負 担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と 支持を得ることが重要である。特に、在日米軍 の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進め る重要性については、2018年4月の日米首脳 会談や2019年4月の「2+2」を始め、累次 の機会に日米間で確認してきている。日本政府 は、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、 2015年に締結された日米地位協定の環境補足 協定、2017年に締結された日米地位協定の軍 属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者に よる事件・事故の防止・対応、米軍機による騒 音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境 問題などの在日米軍の駐留に関する様々な具体 的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善 に向けて最大限の努力を払ってきている。 2019年7月には、在日米軍の施設・区域外で の米軍機事故に関するガイドラインを改定し、 日米の関係者による制限区域内への立入りが、 迅速かつ早期に行われることを明記した。

また、2019年4月には、沖縄県の24人の高校生・大学生などを米国に派遣する第2回「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU: Think of Okinawa's Future in the United States) プログラムを実施した。このプログラ

ムは、沖縄の若者が同盟国・米国のありのままの姿や国際社会における日本の役割を目の当たりにする機会を設け、現地の要人・若者らと英語で交流することを通じ、相互理解の増進を図ることを目的としたものである(コラム参照)。

(6) 朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月 の国連安保理決議第83号及び同年7月の同決 議第84号に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が 創設された。1953年7月の休戦協定成立を経 た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部が韓 国・ソウルに移されたことに伴い、日本に朝鮮 国連軍後方司令部が設立された。現在、同後方 司令部は、横田飛行場に設置され、司令官ほか 4人が常駐しているほか、9か国の駐在武官が 朝鮮国連軍連絡将校として在京各国大使館に常 駐している。朝鮮国連軍は、日本との国連軍地 位協定第5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵 たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在 日米軍施設・区域を使用できる。現在、朝鮮国 連軍には、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐 世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普 天間飛行場及びホワイトビーチ地区の7か所の 使用が認められている。

2019年5月には、エイブラムス国連軍・米韓連合軍・在韓米軍司令官が河野外務大臣を表敬し、両者は日本と国連軍の長きにわたるパー



TOFU (トーフ) ~アメリカで沖縄の未来を考える~

外務省では、2018年からTOFU (Think of Okinawa's Future in the U.S.) (アメリカで沖縄の未来を考える) プログラムの下、グローバルな視点で日米関係を見つめ、国際社会で活躍する人材を育成するため、沖縄の未来を担う高校生・大学生を米国に派遣しています。第2回目となる2019年3月、24人の学生たちが沖縄県の代表として約1週間ワシントンD.C.とニューヨークを訪れました。このコラムでは、プログラム参加者の感想を紹介します。

山内健人さん

ワシントンD.C.では国務省を訪問し、「ある国で火山噴火やデモが起こっている中で、日本大使館とアメリカ大使館のチームに分かれて、自分たちの国民をどのように避難・救助させるか」とい

う議題で、外交官の業務を体験するロールプレイングをしました。限られた時間の中で最善策を考えるのはとても難しく、学生一同頭を悩ませましたが、楽しく取り組むことができ、とても貴重な体験となりました。また、ホワイトハウス、米国議会議事堂、国立公文書館、在米国日本国大使館を訪問したほか、地元の中高生と交流して、空手、琉球舞踊、茶道、漢字などの日本・沖縄の文化や魅力について発表しました。ニューヨークでは、別所国連代表部大使や小松原国連開発計画(UNDP)アフリカ局TICADプログラムアドバイザーの話を伺った後、ケネディ元駐日米国大使にお会いしました。私達は沖縄の基地問題について意見や質問を述べまし



国務省を訪問したTOFUプログラム参加者(3月21日、米国・ワシントンDC)

た。沖縄県内では、世代別で基地に対する見方が違うので、基地の撤去や移設など非常に難しい問題だと沖縄県民も感じています。ケネディ氏は「米軍関係者は常に最善策を考えている。」とおっしゃり、基地の存在を沖縄の強みに変える必要があると思いました。

プログラム終了後は、経験したことを沖縄に持ち帰り、SNSで情報を発信したり、母校で報告会を実施しました。また、TOFUを通じて、ニュースを見たり、新聞を読む回数も増えました。

日常生活では決してお会いすることのできない方々とお会いし、意見交換ができ、この経験は私 の人生の財産になりました。

玉城ゆりのさん

今回のプログラムではケネディ元駐日米国大使を始め、普段政治の第一線で活躍される方々に私たちの思いを直接届けることができた嬉しさに加え、遠い存在だと思っていた政治や社会問題に私たちも関与しているという実感が湧きました。私が特に印象に残っていることは、ホワイトハウスで私が質問したこととケネディ氏との交流です。私たちが渡米したのはホワイトハウスの嘆願書サイトに辺野古移設反対の署名が数多く寄せられた時期でした。私はこの署名活動が本当に届いているのか半信半疑でしたが、署名はしっかり届いており、国外でもこの問題をどうにかしようと検討しているこ



ケネディ元駐日米国大使を表敬し、 意見交換を行ったTOFUプログラム参加者 (3月25日、米国・ニューヨーク)

とを再認識しました。また、ケネディ氏は政治問題だけでなく沖縄と米国の高校生間の交流や伝統 文化を大切にされており、心から沖縄を愛してくれている様子に親近感を感じました。

今回の経験を通して沖縄は世界に誇れる島だということを強く感じました。だからこそ沖縄の良さも課題点も発信することで様々な視点から捉えることができ、沖縄のより良い未来のために貢献できるのではないかと感じました。今回学んだことを忘れず、これからも沖縄のためにできることを精一杯努めていきたいです。

トナーシップについて再確認した。また、7月には、合同会議が日本政府と国連軍との間で開催され、施設・区域の使用に関する事項を除けば、60数年ぶりに実質的な議論が行われた。同会議では、朝鮮半島情勢について議論するとともに、日本における国連軍に係る事件・事故発生時における通報手続に合意した。引き続き国連軍と緊密に連携していく。

3 グローバルな安全保障

(1) 地域安全保障

アジア太平洋地域では、グローバルなパワー バランスの変化などに伴って安全保障環境が厳 しさを増している一方、各国の政治・経済・社 会体制が多様であるため、地域における安全保 障面の協力の枠組みが十分に制度化されている とは言い難い。そのため、日本は、日米同盟の 強化に加え、二国間及び多国間の安全保障協力 を多角的・多層的に組み合わせることで、地域 における安全保障環境を日本にとって望ましい ものとしていく取組を進めている。また、日本 は、アジア太平洋からインド洋を経て中東・ア フリカに至るまでの地域を一体として捉え、イ ンド太平洋の自由で開かれた海洋秩序を確保す ることにより、この広大な地域全体の安定と繁 栄を促進するとの観点から、「自由で開かれた インド太平洋 | の実現に向けて取り組んでいる。

日本は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するとともに、米国以外にも様々な国々と安全保障分野における協力関係強化に取り組んでいる。ASEAN諸国との間では、2019年6月にASEANの発出した「インド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP¹)」と「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」とのシナジーを追求し、インド太平洋全体の安定と繁栄に寄与していく。例えば、巡視船の供与などを通じて、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシアなどの海上安保能力向上に向けた支援を継続して実施している。

インドとは、11月に、日印間で初となる外務・防衛閣僚会合(「2+2」)を開催し、両国は、自由で、開かれ、包摂的で、法の支配に基づいたインド太平洋のビジョンを共有することを想起するとともに、物品役務相互提供協定(ACSA)について、締結に向けた交渉の大幅な進展を歓迎し、早期の交渉妥結に対する期待を表明した。

オーストラリアとは、6月及び8月の首脳会談において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に関し、東南アジアや太平洋島嶼国における海上保安能力構築支援やインフラ支援分野で一層連携していくとともに、日豪円滑化協定の交渉を含む安全保障分野の協力を推進することなどで一致した。

英国とは、1月の日英首脳会談において、英国のインド太平洋地域への関与強化を歓迎するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、海洋安全保障などの分野における協力強化に一層力強く取り組むことで一致した。12月、英国議会下院総選挙に勝利したジョンソン首相との間で実施した日英首脳電話会談においても、こうした方針を再確認した。

フランスとは、1月、第5回日仏外務・防衛閣僚会合(「2+2」)を開催し、「海洋国家」かつ「太平洋国家」である両国が「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向け、具体的な協力を推進していくことで一致した。さらに、6月の日仏首脳会談で発出された、様々な分野での協力推進をうたった「『特別なパートナーシップ』の下で両国間に新たな地平を開く日仏協力のロードマップ」では、海洋安全保障を日仏協力の三本柱の一つとするとともに、防衛・安全保障分野における具体的な協力を深化していくことを確認した。また、6月、日仏ACSAが発効した。

カナダとは、4月の首脳会談において、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンの下、日加の戦略的パートナーシップを強化していくことで一致したほか、7月には日加ACSAが発

¹ AOIP: ASEAN Outlook on Indo-Pacific

効した。

韓国とは、朝鮮半島の非核化に向け、日韓両国で米朝プロセスを後押しし、日韓、日米韓で連携していくことが重要であるとの認識の下、日韓首脳会談(12月)、日韓外相会談(1月、2月、5月、8月(2回)、9月、11月及び12月)、日米韓外相会合(8月)及び日米韓六者会合首席代表者会合(3月、8月及び10月)などを行い、日韓・日米韓で緊密に連携していくことを確認している。

このような二国間の協力関係強化に加え、日本は、日米印首脳会合(6月)、日米韓外相会合(8月)、日米豪閣僚級戦略対話(8月)、日米豪印閣僚級協議(9月)などの様々な枠組みでの協力の推進を通じ、地域の平和と繁栄のためのネットワーク作りを進めている。

また、日本を取り巻く安全保障環境の安定の ためには、中国やロシアとの間の信頼関係の増 進も重要である。日中関係は、最も重要な二国 間関係の一つであり、大局的な観点から友好協 力関係の安定的な発展に努めている。中国の軍 事的動向は日本にとって極めて重大な関心事項 であることから、日中安保対話などの安保分野 の対話や交流のチャネルの重層的な構築に努め ており、政策面での意思疎通を図るとともに、 透明性向上を働きかけている。相互理解及び相 互信頼の増進や不測の衝突の回避という面では、 2018年5月に署名された日中防衛当局間の海 空連絡メカニズムは大きな意義を有している。 同時に、首脳、外相などのハイレベルの対話も 通じ、相互信頼関係の増進に努めている。 日露 関係については、2019年には首脳会談を3度、 外相会談を7度行うなど、様々なレベルでの政 治対話を積み重ねながら、北方四島の帰属の問 題を解決して平和条約を締結すべく、交渉に精 力的に取り組んでいる。安全保障分野では、安 全保障協議(3月)及び日露外務・防衛閣僚協 議([2+2])(5月)を実施した。また、9月に はパトルシェフ・ロシア連邦安全保障会議書記 が訪日するなどして、防衛・安全保障に関する 率直な意見交換を行っている。

中東地域の平和と安定は、日本を含む国際社

会の平和と繁栄にとって極めて重要である。ま た、世界における主要なエネルギーの供給源で あり、日本の原油輸入の約9割を依存する同地 域において、日本関係船舶の航行の安全を確保 することは非常に重要である。中東地域におい て緊張が高まる中、6月の日本関係船舶被害事 案を含む船舶を対象とした攻撃事案が発生し、 各国は艦船などを活用した航行の安全確保の取 組を強化している。これらを踏まえ、12月に は、中東地域における平和と安定及び日本関係 船舶の安全確保のため、日本独自の取組とし て、①中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた 更なる外交努力、②関係業界との綿密な情報共 有をはじめとする航行安全対策の徹底及び③情 報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空 機の活用について閣議決定し、令和2年から中 東の海域における自衛隊の艦艇及び航空機によ る情報収集活動を実施している。

外務・防衛当局間 (PM) 協議については、 ヨルダン (7月) との間で初めて協議を開催したほか、パキスタンとの間で6月に第7回目の協議を、フィリピンとの間で6月に第8回目の協議を、英国との間で2月に17回目となる協議を、ドイツとの間では11月に第17回目となる協議を、カンボジアとの間では12月に第5回目となる協議をそれぞれ実施した。また、中国との間で日中安保対話を実施(2月、第16回) したほか、6月にはベトナムとの間で外務・防衛当局間の次官級の戦略的パートナーシップ対話(第7回)を実施した。

これらに加え、日本は、東アジア首脳会議 (EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)など、地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献し、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいる。この中でもARFは、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じたアジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目的とし、北朝鮮やEUといった多様な主体が参加する重要な安全保障対話の枠組みであり、また、各種取組を通じた信頼醸成に重点を置いている観点からも重要なフォーラムであり、8月に26回目 となるARF閣僚会合が開催され、北朝鮮問題、 南シナ海問題などの地域・国際情勢を中心に率 直な意見交換を行った。また、日本は、これま で二度にわたりARF海上安全保障会期間会合 (ISM)の共同議長国を務めるなど、積極的な 貢献を行っている。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見 交換の場として、政府間協議(トラック1)の みならず政府関係者と民間有識者双方が出席す る枠組み(トラック1.5)も活用している。ア ジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアロー グ)(シンガポール)といった会合に参加して いるほか、11月のマナーマ対話(バーレーン) には鈴木馨祐外務副大臣が、2020年2月の ミュンヘン安全保障会議(ドイツ)には茂木外 務大臣が出席するなど、日本の安全保障政策に 対する各国の理解促進を図るとともに、地域に おける協力促進や信頼醸成に取り組んでいる。

(2) 平和維持・平和構築

プ現場における取組

(ア) 国連平和維持活動(国連PKO)など

2019年12月末時点で、13の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、停戦監視、政治プロセスの促進、文民の保護など幅広い任務を行っている。ミッションに従事する軍事・警察・文民要員の総数は9万人を超える。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で、国連PKOのより効果的・効率的な実施に関する議論が行われている。

日本は、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(PKO法)に基づき、1992年以来、計28の国連PKOミッションなどに延べ約1万2,500人の要員を派遣してきた。最近では、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に対し、2011年から司令部要員を、2012年からは施設部隊を派遣してきた。施設部隊は、南スーダンの首都ジュバ及びその周辺において、道路などのインフラ整備、給水活動などの避難民支援や敷地造成などの活動を

実施し、2017年5月をもって活動を終了した。UNMISS司令部においては2019年12月末時点で4人の自衛官が活動し、南スーダンの平和と安定に向けた協力を行っている。また、日本は、2019年4月から、エジプトのシナイ半島に駐留する多国籍部隊・監視団(MFO)に司令部要員として2人の自衛官を派遣しており、中東の平和と安定に資する活動を行っている。日本は、今後とも、「積極的平和主義」の旗の下、これまでのPKO活動などの実績の上に立ち、日本の強みをいかして能力構築支援の強化、部隊及び個人派遣などを通じて、国際平和協力分野において積極的に貢献していく。

(イ) 平和構築に向けたODA などによる協力

日本の国際協力において、平和構築は重要であり、開発協力大綱においても重点課題の一つとして位置付けている。

また、人道危機への対応においても、人道支援と開発協力の連携に、平和構築・紛争予防を組み合わせることが効果的である。紛争発生後の対応のみならず、人道危機の要因である紛争の発生・再発予防にも重点を置き、平時からの国造り、社会安定化といった、紛争の根本原因に抜本的に対処することが重要であり、日本は、このような「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視し、特に以下の国、地域において平和構築支援を進めている。

a 中東

日本は、中東の平和と安定のための包括的支援を実施しており、例えば、紛争の影響を受けているシリア及び周辺国、イエメン、アフガニスタンなどに対し、国際機関とも連携し、食料援助や難民支援などを実施しているほか、国造りを担う人材の育成を支援している。2019年には、アフガニスタンから、同国の復興のため農業・農村開発やインフラ開発分野などへの貢献を期待される行政官を始め30人を受け入れた。シリアからは、シリア危機によって就学機会を奪われた若者に教育の機会を提供するため、22人を留学生として受け入れた。また、

ヨルダンでは、近年の地域情勢悪化の影響を受け、国境の管理体制の強化が喫緊の課題となっている中、日本は同国で唯一海に面する都市アカバの税関の検査機能強化に関する支援を行っている。この支援で検査能力を強化することにより、麻薬、銃器、爆発物などの流入防止、さらには国内及び地域周辺の治安安定化に寄与することが期待されている。

b アフリカ

日本は、2019年8月の第7回アフリカ開発会議(TICAD7)において、「平和と安定」を三本柱の一つに据えるとともに、安倍総理大臣から、「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ(NAPSA²)」を提唱し、紛争解決におけるアフリカのオーナーシップの尊重と平和と安定を阻害する根本原因への対処という考えの下で、具体的取組を進めていくと表明した。実際に、日本はアフリカにおける平和と安定の実現に向けて様々な貢献を行っている。

例えば、日本は、フランス語圏アフリカ諸国 の警察官、検察官、判事などに対し、2014年 から刑事司法研修を行い、捜査機関及び司法機 関の能力強化を通じたサヘル地域の安定化を支 援してきた。選挙支援も行っている。2019年 末のギニアビサウ大統領選挙では、国連開発計 画(UNDP)と連携し、選挙機材の購入・輸送 などを行い、公正な選挙の実施を通じた平和の 定着に貢献した。また、頻発するテロや越境犯 罪などに対する治安維持能力の向上のための治 安対策機材供与も進めている。2019年には、 ウガンダ、ケニア、タンザニア、ブルンジ、ル ワンダ、マリなどに対する機材の供与を決定し た。南スーダンにおいては、UNMISSへの司令 部要員派遣に加え、「南スーダンにおける衝突 の解決に関する再活性化された合意 (R-ARCSS³) | の履行支援として、東アフリカ の地域機関である政府間開発機構(IGAD⁴)による和平交渉や停戦監視の実施を支援している。さらに、日本は、アフリカ諸国が運営するPKO訓練センターを支援しており、UNDPと連携し、2008年から2019年までに計13か国のセンターに総額5,400万米ドルを拠出し、アフリカの平和維持活動能力の向上に寄与している。

☑ 国連における取組(平和構築)

地域紛争や内戦は終結後に再燃することが多いため、事後に適切な支援を行うことが極めて重要であるとの認識の下、2005年、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的として「平和構築委員会 (PBC)」が設立された。PBCは議題国5における優先課題の特定や平和構築戦略の策定に関する議論を行っており、日本は設立時から組織委員会のメンバーを務め、PBCの活動に貢献してきた。

2016年4月に採択されたPBCを含む国連平和構築アーキテクチャー・レビュー(制度の再確認)に関する総会決議(A/RES/70/262)及び安保理決議第2282号は、PBCの効率性・柔軟性の向上、PBCと国連安保理やその他機関との連携の強化などを推奨した。同総会決議に基づき、2018年2月、事務総長は平和構築及び平和の持続に関する事務総長報告書(A/72/707-S/2018/43)を発出し、平和構築のための資金調達の強化、PBCの活動及び政策の一貫性の向上、国連のリーダーシップ・説明責任及び能力の強化並びに国際機関や市民社会とのパートナーシップの強化などを目的とした様々な提案を行った。

同報告書を踏まえ同年4月に開催された平和 構築及び平和の持続に関するハイレベル会合で は、日本は平和構築分野における事務総長の取 組を支持すると表明した。また、同会合では、

² NAPSA: New Approach for Peace and Stability in Africa

^{3 「}南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意」 R-ARCSS: Revitalized Agreement on the Resolution of Conflict in South Sudan IGADが、2015年に発出された「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意」の履行が停滞気味であったため、南スーダン関係者を集めて停 戦の遵守などの履行スケジュールなどに合意したもの

⁴ IGAD : Inter Governmental Authority on Development

⁵ ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリア、ブルンジの4か国

事務総長に対し、提案に関する中間報告書の国連総会第73回会期中の提出を要請することを含む総会決議(A/RES/72/276)が採択された(同内容の安保理決議第2413号も採択)。

日本は、2006年に設立された平和構築基金 (PBF) に創設以来積極的に貢献しており、2016年9月、当面1,000万米ドル規模の拠出を目指すことを表明するなど、現在までに総額5,250万米ドル (2019年には200万米ドル)の拠出を実施し、第6位の主要ドナー国となっている (2019年12月現在)。

人材育成

(ア) 平和構築・開発におけるグローバル人材 育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を備えた文民専門家の役割が拡大する一方、担い手の数は十分ではなく、人材の育成が大きな課題となっている。日本は、平和構築・開発の現場で活躍できる文民専門家を育成すべく、人材育成事業を実施してきており、2019年度末までに育成した人材は約800人に上る。事業修

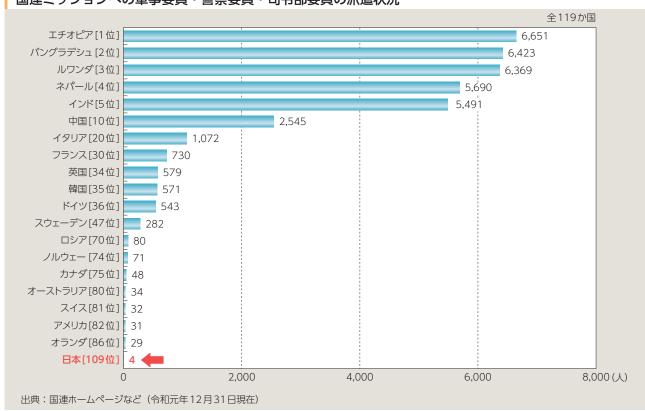
了生は、南スーダンやアフガニスタンなど世界 各地の平和構築・開発の現場で活躍しており、 諸外国や国連などから高い評価を得ている。

2019年度事業では、若手人材向けの研修 コース、平和構築・開発分野での経験を持つ中 堅層の実務家を対象とする研修コースに加え、 同分野で活用できる一定の実務経験を有する者 に対して国際機関での経歴形成を支援する研修 コースを実施した。

(イ) 各国平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持要員の能力向上を支援してきており、2015年から、国連、支援国、要員派遣国の三者が互いに協力し、国連PKOに派遣される要員に必要な訓練や装備品の提供を行うことでPKO要員の能力向上という喫緊の課題に対処するための革新的な協力の枠組みである国連三角パートナーシップ・プロジェクト(Triangular Partnership Project: TPP)への協力を行っている。具体的には、自衛官など延べ172人を教官としてケニアやウガンダに派遣し、国連







「国連三角パートナーシップ・プロジェクト (TPP)・アジア及び同周辺地域」 訓練(ベトナム)

PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカの8か国277人の要員に対し、重機操作の訓練を実施している。本プロジェクトの対象地域は、アジア及び同周辺地域にも拡大し、2018年の試行訓練、2019年の本格訓練に合わせて、ベトナムに自衛官など39人を派遣し、9か国36人の要員に対して重機操作の訓練を行った。さらに、2019年10月から、国連PKOにおいて深刻な問題となっている医療分野においても救命訓練を開始した。なお、本プロジェクトとは別に、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

また、日本は、国連女性機関が実施する、将 来国連PKOに派遣される各国の女性軍人のため の訓練コースに財政支援を行うなどしている。

(3) 治安上の脅威に対する取組

プテロ及び暴力的過激主義対策

イラク及びシリアにおける「イラクとレバントのイスラム国(ISIL)」掃討作戦の結果、ISILの支配領域は解放されたものの、ISILの影響下にあった外国人テロ戦闘員(FTF)の母国への帰還や第三国への移動により、テロ及び暴力的過激主義の脅威はアジアも含め世界中に拡散している。3月にニュージーランドのクライストチャーチで発生したテロ事件(銃の乱射事件)では、実行犯が犯行時の様子をソーシャル・メディア上でライブ配信し、その映像が瞬時に拡散されるという、これまでにない事案が発生した。4月には、内戦終結から10年が経過し、

治安情勢が安定し平和な環境が定着したと認識されていたスリランカにおいて、アジア地域で近年最大規模の同時多発テロが発生し、日本人を含む250人以上が死亡した。このように、近年テロの形態、背景の多様化が進んでいると見られる中、テロ及び暴力的過激主義対策を一層強化する必要がある。同時に、暴力的過激主義に感化される人を生まない社会環境の構築が急務である。

日本は、2016年のG7伊勢志摩サミットで 取りまとめた、「テロ及び暴力的過激主義対策 に関するG7行動計画 にのっとり、これまで、 国際刑事警察機構(インターポール)のデータ ベースや乗客予約記録 (PNR) の活用を始め とする具体的なテロ対策、暴力的過激主義を防 止するため、対話などを通じて寛容さを社会に 育むこと及び開発途上国への能力構築支援を実 施してきた。2019年は、前述の二つのテロ事 件発生を受け、日本は、ニュージーランド、ス リランカ及び国際社会と手を携えてテロと断固 として闘う決意を表明した。6月に日本が議長 を務めたG20大阪サミットでは、「インター ネットの悪用防止に関するG20大阪首脳声明」 を作成し、同声明の着実な実施のための官民連 携を進めてきている。

また、テロリストの資金を断ち切ることは、 テロの防止・根絶において極めて重要な課題であり、3月には、テロ資金供与の技術的内容に 焦点を当てた安保理決議第2462号が全会一致 で採択された。新たな金融技術が次々に開発され、テロに悪用される危険性への対処の必要性 が指摘される中、時宜を得た決議であり日本も 共同提案国となった。このほかにも、日本は、 安保理決議第1373号に基づき、米国その他の G7主要国と協調し、テロリスト及びテロ組織 を対象とする資産凍結などの措置を実施してき ており、11月、新たに5団体を資産凍結措置 の対象として追加した。

外国人テロ戦闘員の帰還・移動の問題に関しては、元戦闘員及びその家族の適切な訴追、脱 過激化、リハビリ、社会再統合を含む対策を講 じること、また、特に若者や女性が暴力的過激 主義に感化されないよう、草の根レベルでの啓蒙活動やコミュニティ強化を行うことが非常に重要となっている。そのほかにも、差し迫った課題としては、海上保安の強化、刑務所内での暴力的過激主義の予防及び受刑者の処遇などがあり、国際機関を通じてこれらの課題に対処するためのプロジェクトを実施している。

具体的には、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) や国連教育科学文化機関 (UNESCO)、国連女性機関 (UNWomen)、「コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金(GCERF)」などの国際機関や基金に約28億円を拠出し(2018年度補正予算)、各機関の強みをいかした形でのプロジェクト実施を支援している。

また、過去16年間にわたり継続して行っている取組としては、イスラム学校の教師を招へいし、宗教間の対話、日本の文化や教育の現場の視察などを行う交流事業がある。異なる価値を受け入れる寛容な社会・穏健主義拡大への貢献として、今後もこうした取組を続けていく。

このほか、テロ情勢に関する情報交換や連携の強化などを確認するために実施している二国間・三国間テロ対策協議は、2019年は日英及び日米オーストラリアの間でそれぞれ、また地域枠組みとの間では、日・ASEAN間でテロ対策対話を実施した。

日本政府はこれまで、関係国や関係機関と協 力してテロ対策を推進するとともに、テロ対策 の要諦は情報収集であるとの認識に基づき、 2015年12月、国際テロ情報収集ユニット (CTU-J) を設置し、政府一体となった情報収 集を官邸の司令塔の下に行ってきている。シリ アで拘束されていた邦人が2018年10月に無 事解放されたことは、CTU-Jを中心に関係国 にも協力を依頼し、また、情報網を駆使して対 応に努めた結果であった。2019年4月のスリ ランカにおける連続爆破テロに際しては、発生 後、直ちにCTU-Jの地域総括審議官らを現地 に派遣し、情報収集に当たった。海外における 邦人の安全確保という重要な責務を全うするた め、領事局とCTU-Jが緊密に連携してきたこ との意義は大きく、引き続きCTU-Jを通じた 情報収集を更に強化し、テロ対策及び海外における邦人の安全確保に万全を期していく。

✓ 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法会議(通称「コング レス1)及び犯罪防止刑事司法委員会は犯罪防 止及び刑事司法分野における国際社会の政策形 成を担っている。2020年4月に京都で第14 回国連犯罪防止刑事司法会議の開催が予定され ていたことから、関係各国、機関、省庁などと 連携し、開催準備を進めた(同会議は4月に開 催予定であったが、新型コロナウイルス感染症 の状況を踏まえ、延期されることになった。)。 また、同会議では、全体テーマ「2030アジェ ンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法 の支配の推進しの下、犯罪防止・刑事司法分野 の対策や国際協力の在り方に関する政治宣言の 採択が予定されていた。日本は、同宣言の内容 や構成に関する議論を主導すべく、2019年9 月に京都において各地域グループ代表を招へい して専門家会合を開催したほか、10月以降 ウィーンにおいて政治宣言案に関する協議を議 長国として主導した。

また、UNODCへの資金拠出や日・ASEAN 統合基金(JAIF)からの資金拠出を通じて、 東南アジア諸国の法執行機関の訴追能力向上や サイバー犯罪対策に係る能力強化を支援してい る。

日本は2017年7月、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進する国際的な法的枠組みを創設する国際組織犯罪防止条約(TOC条約)を締結し、同条約に基づく捜査共助などによる国際協力を推進している。

🥑 腐敗対策

日本は、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗行為に対処するための措置や国際協力を規定した国連腐敗防止条約(UNCAC)の締約国として、2019年12月に開催された第8回締約国会議などにおいて、同条約の効果的履行や腐敗の防止・撲滅のための国際協力の強化

に向けた議論に積極的に参加している。また、日本は従来、UNODCへの拠出を通じて、開発途上国の腐敗対策当局による捜査・訴追能力の強化を目的とした研修などを実施している。2019年は、UNODCに対し、各締約国におけるUNCACの実施状況を検証し、条約の効果的実施を支援することを目的としたUNCAC実施レビューメカニズム(評価の仕組み)の運営のために5万米ドルを拠出したほか、各国による公益通報者保護制度の整備促進を支援するためのセミナー実施を支援した。

G20の枠組みでは、日本は、G20腐敗対策作業部会の共同議長として、インフラ開発の清廉性及び透明性の向上並びに公益通報者保護制度の強化を同作業部会の優先課題に設定し、これらの分野における取組の強化に向けたG20各国のコミットメントを示した「インフラ開発の清廉性及び透明性の向上に関するグッドプラクティス・ガイド」及び「効果的な公益通報者保護のためのハイレベル原則」の策定に向けた議論を主導した。日本のイニシアティブの下で採択されたこれらの文書は、最終的にG20大阪サミット首脳宣言付属文書として公表された。

経済協力開発機構(OECD)贈賄作業部会は「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」の各締約国による履行状況の検証を通じて、外国公務員贈賄の防止に取り組んでおり、日本も積極的に参加している。さらに日本はアジア開発銀行(ADB)とOECDが共同で推進する「ADB・OECDアジア太平洋腐敗対策イニシアティブ」を支援しており、同地域での腐敗対策向上にも貢献している。

■ マネーロンダリング(資金洗浄)・テロ資金 供与対策

マネーロンダリングやテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会(FATF)が、各国が実施すべき国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行っている。日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。近年、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる

資金供与の防止対策にも取り組んでおり、北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求めるFATF声明を発出している。2019年に実施されたFATFの第4次対日相互審査では、官民連携の下、FATF審査団へ日本のマネーロンダリングやテロ資金供与対策についての説明を行った。

さらに、日本は、マネーロンダリングやテロ 資金の流れを遮断するための国際的な取組を支 援するため、UNODCと連携し、モンゴルや 南アジア・東南アジア諸国などに対して法整備 支援を始めとする能力構築支援を行っている。

7 人身取引対策

日本は、手口が一層巧妙化・潜在化する人身 取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引 対策行動計画 2014 に基づき、国内体制を強 化するとともに、開発途上国に対する支援にも 積極的に取り組んでいる。例えば、2019年も、 JICAを通じ、日本を含むアジア各国の関係者 の人身取引対策(特に、予防、被害者保護・自 立支援)に関する取組の相互理解及びより効果 的な地域連携の促進を目的とする研修事業など を引き続き実施した。国際機関との連携として は、国際移住機関 (IOM) への拠出を通じて 2019年も継続して、日本で保護された外国人 人身取引被害者の母国への安全な帰国支援及び 帰国後に再被害に遭うことを防ぐための社会復 帰支援事業を行うとともに、UNODCが実施 する東南アジア諸国向けのプロジェクトに拠出 し、法執行当局に対する研修などを実施した。

また、日本は、人身取引議定書の締約国として、人身取引撲滅に向けた諸外国との連携を一層深化させている。

力 不正薬物対策

日本は、UNODCと協力して、アジア太平 洋地域における覚醒剤や危険ドラッグなどの合 成薬物の調査・分析、空港や港湾での取締当局 の貨物検査能力の向上支援を行い、国境を越え て拡散する不正薬物対策に取り組んでいる (158ページ コラム参照)。また、世界最大の 違法ケシ栽培地であるアフガニスタンに関して は、国境管理の強化や代替作物開発の促進及び 周辺国と合同の麻薬取締官の能力強化のために、 UNODCに対して約530万米ドルを拠出して いる。また、3月に開かれた第62会期国連麻 薬委員会(CND)では、閣僚級セグメントが 開催され、日本からは、山田賢司外務大臣政務 官が政府代表団長として出席し一般討論ステー トメントを実施した。その中で、麻薬問題が 人々の健康や社会の安全の脅威であること、薬 物対策を含む国際組織犯罪対策はとりわけ大型 行事を控えた日本にとりテロ対策の文脈においても喫緊の課題であること、薬物問題の拡大防止には国際社会が既存の枠組みを堅持しつつ新たな課題に対して多角的・重層的に取り組む必要があることなどについて言及した。また、これまで日本は継続的にCND(全53か国で構成)委員国を務めており、4月の委員国選挙では、アジア太平洋グループ(8議席)において再選され、2020年から2023年までの間、委員国として新たな任期を務める。



インド洋沿岸国の海上法執行能力強化プロジェクト

国連薬物・犯罪事務所(UNODC*1)プロジェクト・オフィサー 三橋佳寿代

世界地図を開いてインド洋に目を向けてみると、インド洋は、アジア、中東そしてアフリカ各国を海岸線に持つダイナミックな環境であることが分かります。この広大な海域は、世界の物流や経済のライフラインとして重要な役割を果たしている一方で、アジアから東アフリカや南アフリカ地域を経由した各種薬物密輸ルートが形成され、世界各国の薬物犯罪の経路となってしまっています。また、近年増大している難民や移民、情勢の不安定な地域からの武器・テロリストの移動など、海を経路とした問題が拡大する中、いかにこの海上の治安を守るかが国際的に大きな課題となっています。



通信オペレーションルームでのトレーニング (写真提供: Paolo Film & TV, Denmark)

こうした課題への対策として、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)の国際海洋犯罪プログラム(GMCP*2)では、インド洋沿岸国の海上法執行能力強化プロジェクトを実施しており、日本もこれに支援を行っています。このプロジェクトは、海上の治安維持に必要となる刑事司法システムの強化を図ることができるよう、政策策定から法執行や訴追に必要となる技術まで、各機関の海上法執行能力向上のための支援を包括的に行い、また、地域間連携促進を目指して国と国とを結ぶ地域レベルでのトレーニングやワークショップを行うものです。海上犯罪は、国境をまたぐ問題であることから、各国の海上犯罪対策に関わる実務家が、共通の知識と経験を共有できる環境が重要です。そうしたニーズに対応するため、このプロジェクトは、アフリカからアジアという広範囲の、文化も既存の能力も異なる方々を裨益者としており、より綿密な準備が必要となります。一方で、各国から海上犯罪に対処するという一つの目的を持った人材が集まるため、国や地域を超えた専門家に対する支援の好例ともなっています。



船上捜査・制圧訓練の様子 (写真提供: UNODC)

私は、主に日本政府との連携担当としてこのプロジェクトに関わっています。特に、船内捜査トレーニングは、これまでUNODCと海上保安庁が連携を図ってきた分野です。スリランカ及びセーシェルで実施されたトレーニングでは、日本の海上保安庁から2人の教官を1か月にわたって派遣いただき、UNODCと海上保安庁の教官の共同プログラムとして、参加者のニーズをより多く満たす内容となりました。こうした海上保安庁との連携は、年々強化されており、最近では東南アジアの検事を対象にしたワークショップにもオブザーバーとして参加

いただき、法執行の現場と司法の現場をつなぐ取組ともなりました。

私は、GMCPにおいて、こうした日本との連携や支援のモニタリングなどの業務を担当していますが、これらは多岐にわたる職務であり、困難な場面も多くあります。しかし、その中で試行錯誤を続けながら支援を届けることができた時の喜びは格別です。加えて、海上犯罪対策というテーマの下、関係国や機関とのパートナーシップが拡大していく中で、日本の海上保安庁の支援で行われたトレーニングのように日本の活躍を目の当たりにすると、それに関わることができたことを大変光栄に思います。今後も、日本を始めとする支援国からの想いが裨益者に届



船内捜査トレーニングで意見を交わす参加者 (写真提供: Paolo Film & TV, Denmark)

くような支援を通して、海から世界の刑事司法、治安向上に貢献できるよう、努力したいと思います。

* 1 UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime

*** 2** GMCP: Global Maritime Crime Programme

(4) 海洋

日本は、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、「自由で開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家である。日本にとって、航行及び上空飛行の自由や海洋資源の開発などの経済的存立の基盤となる海洋権益は、平和と安定及び繁栄を確保する上で重要である。こうした海洋権益を長期的かつ安定的に確保するため、海洋秩序の維持・強化及び海上交通の安全確保は不可欠である。

さらに、力ではなく、法とルールが支配する 海洋秩序に支えられた「自由で開かれ安定した 海洋」は、日本だけではなく国際社会全体の平 和と繁栄に不可欠であり、これを維持・発展さ せていくために、日本は、「自由で開かれたイ ンド太平洋」の実現に向けて、海洋秩序の維 持・強化及び海上交通の安全確保に積極的に貢 献している。

しかし、近年、資源の確保や安全保障の観点から各国の利害が衝突する事例が増えている。特に、アジアの海では、国家間の摩擦によって緊張が高まる事例が増えており、国際社会も重大な関心を持って注視している。このような中、2014年5月の第13回アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)(シンガポール)においては、安倍総理大臣が、「海における法の支配の三原則」(185ページ 6 (2) 参照)を徹底していく必要があるとの認識を表明した。最近では、日本を含むG7各国が、

2019年4月にディナール(フランス)で開催 されたG7外相会合において、東シナ海及び南 シナ海における状況への深刻な懸念を表明する とともに、ルールに基づく海洋秩序の維持や海 賊行為などの海上における違法活動との闘い、 海洋状況把握(MDA)を含む包括的な能力構 築支援などを通じた地域の海洋安全保障に対す る支援などへのコミットメントを表明した。さ らに、G7以外でもASEAN海洋フォーラム拡 大会合(EAMF)を含む東アジア首脳会議 (EAS) 関連会合やASEAN地域フォーラム (ARF) 海上安全保障会期間会合などの場を活 用し、「自由で開かれ安定した海洋」の重要性 や海洋安全保障に関する日本の考え方、取組及 び国際的な協力の重要性について積極的に発信 している。例えば2019年11月に行われた EASにおいて、安倍総理大臣は、ASEAN自身 が発表した「インド太平洋に関するASEANア ウトルック(AOIP)」を全面的に支持し、日 本が掲げる「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」とのシナジーを実現し、AOIPの具 体化実現に向け協力する旨発言した。

また、日本は、外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁による能力構築支援、装備・技術協力、海洋状況把握(MDA)などの様々な支援を組み合わせ、主にアジア及びアフリカの沿岸国に対して、巡視船の供与、技術協力、人材育成などを通じた海上法執行能力の向上に向けた切れ目のない支援を行っており、海における法

の支配の確立・促進に貢献してきている。

| 海洋の秩序

(ア) 国連海洋法条約と日本の取組

海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約:UNCLOS)は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約を根幹とした海洋秩序は、日本の海洋権益を確保し、国際社会全体における海洋に係る活動の円滑な実施の礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会議を含む関連国際機関での議論や海洋法秩序の安定に向けた知的発信に積極的に貢献している(185ページ 6(2)参照)。

(イ) 海洋主権に対する挑戦 (東シナ海をめぐる 情勢) (12ページ 第1章1(2) 及び45 ページ 第2章1節3(1)(エ)参照)

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国公船による領海侵入事案が2019年も続いており、また中国軍艦艇・航空機による活発な活動も確認されている。加えて、排他的経済水域

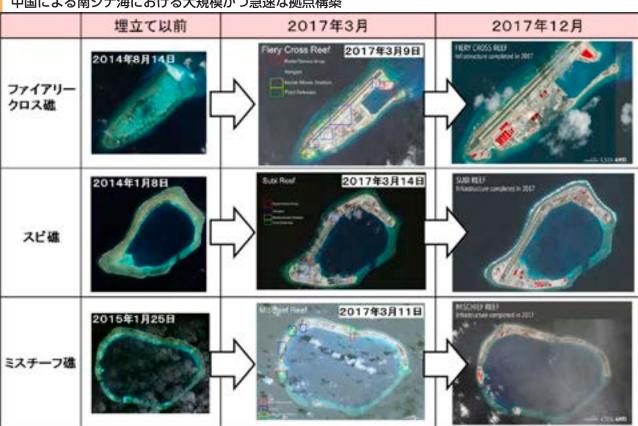
(EEZ) 及び大陸棚の境界画定がいまだ行われていない海域では、中国による一方的な資源開発が継続している。さらに、近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において日本の同意を得ない調査活動や同意内容と異なる調査活動が多数確認されている。このように東シナ海における中国の一方的な現状変更の試みが継続していることを踏まえ、日本としては日本の周辺海空域における動向を十分注視しながら、主張すべきは主張しつつ、引き続き、毅然かつ冷静に対応していくと同時に、東シナ海の平和と安定のため、米国を始めとする関係国との連携を進めていく。

(ウ)海洋秩序に対する挑戦と日本及び国際社会の対応(南シナ海をめぐる問題)(12ページ 第1章1(2)及び67ページ 第2章1節7(2)参照)

南シナ海では、中国による大規模かつ急速な 拠点構築及びその軍事目的での利用など、現状 を変更し緊張を高める一方的な行動、さらには その既成事実化の試みが一段と進められてお り、日本を含む国際社会は深刻な懸念を表明し



写真提供: 内閣官房領土・主権対策企画調整室



中国による南シナ海における大規模かつ急速な拠点構築

出典: CSIS Asia Maritime Transparency Initiative/Digital Globe

ている。日本は、これまで一貫して南シナ海に おける法の支配の貫徹を支持するとともに、航 行及び上空飛行の自由及びシーレーンの安全確 保を重視してきており、南シナ海をめぐる問題 の全ての当事者が、国際法に基づく紛争の平和 的解決に向け努力することの重要性を強調して きている。また、南シナ海問題に関する中国と ASEANとの間の対話について、日本は、その ような取組による緊張の緩和を現場の非軍事 化、そして平和で開かれた南シナ海につなげる べきとの立場である。

フィリピン政府が開始した南シナ海をめぐる 同国と中国との間の紛争に関する国連海洋法条 約に基づく仲裁手続については、2016年7月 12日に、仲裁裁判所から最終的な仲裁判断 が 示された。日本は、外務大臣談話を発出し、国 連海洋法条約の規定に基づき、仲裁判断は最終

的であり紛争当事国を法的に拘束するので、当 事国は今回の仲裁判断に従う必要があり、今後、 南シナ海での紛争の平和的解決につながってい くことを強く期待するとの立場を表明した。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定 に直結し、国際社会の正当な関心事項であると ともに、資源やエネルギーの多くを海上輸送に 依存し、南シナ海を利用するステークホルダー である日本にとっても、重要な関心事項であ る。「自由で開かれ安定した海洋」の維持・発 展に向け、国際社会の連携が重要である。この 観点から、日本は、米国の「航行の自由⁷」作戦 を支持する立場をとっている。

☑ 海上交通の安全確保

日本は、アジアやアフリカでの海賊対策など の取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、

⁶ 仲裁裁判所は、中国が主張する「九段線」の根拠としての「歴史的権利」は国際法上認められないと判断し、スカーボロ礁及びスプラトリー諸島 にはEEZ・大陸棚を有する地形はないと判断するとともに、中国による埋立てや公船の航行などについて、フィリピンの主権的権利の侵害や、環 境義務といった国際法上の義務違反が認定された。

米国政府は、「航行の自由」作戦は、航行及び上空飛行の自由その他の適法な海洋利用の権利を侵害し得る過剰な主張に対抗する活動であると説明 している。その一例として、2020年1月25日、米海軍の沿海域戦闘艦「モントゴメリー」が南沙(スプラトリー)諸島の周辺を航行した。

航行及び上空飛行の自由や海上交通の安全確保 に積極的に貢献している。

(ア) アジアにおける海賊対策

日本は、アジアの海賊などの事案対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の策定を主導し、同協定は2006年に発効した。各締約国は、同協定に基づき、シンガポールに設置された情報共有センター(ReCAAP-ISC)を通じて、マラッカ・シンガポール海峡などにおける海賊などの事案に関する情報共有及び協力を進めており、日本は人的貢献(事務局長や事務局長補の派遣)及び財政的貢献によりReCAAP-ISCの活動を支援してきている。加えて、日本はアジアにおいて、沿岸国の海上法執行能力向上支援、監視能力向上支援といった取組を進めており、国際的にも高く評価されている。

国際商業会議所 (ICC) 国際海事局 (IMB) の発表によれば、東南アジア海域における海賊などの事案の発生件数は、2018年は60件、2019年は53件となっている。近年、東南アジアのスールー海及びセレベス海において船員誘拐事案が発生し、同海域を航行する船舶の脅威となっている。こうした状況を踏まえ、日本は、東南アジアのシーレーン沿岸国の海上保安機関に対する巡視船艇や海上保安機材の供与、専門家派遣などを通じて今後も海上保安能力の構築支援を引き続き積極的に行っていく。

(イ) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策 a 海賊・武装強盗事案の現状

IMBの発表によれば、ソマリア沖・アデン湾での海賊・武装強盗事案の発生件数は、ピーク時の2011年(237件)以降減少傾向にあり、2015年には0件、2016年には2件、2017年には9件、2018年には3件、2019年には0件と低い水準で推移している。引き続き各国海軍などによる海上取締活動、各国商船による自衛措置の実施などの取組が行われてい

るが、海賊を生み出す根本的原因はいまだ解決しておらず、また、この海域の海賊は依然として海賊行為を行う意図と能力を維持しており、 予断を許さない状況である。

b 海賊対処行動の延長と護衛実績

日本は、2009年から一度も中断することなくソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦(海上保安官が同乗)やP-3C 哨戒機を派遣し、海賊対処行動を実施している。2019年11月12日、日本政府は、海賊対処法に基づく海賊対処行動を更に1年間延長することを閣議決定した。派遣された護衛艦は、2019年1月から12月まで30回の護衛活動で38隻の商船を護衛し、P-3C哨戒機は240回の任務飛行を行い、警戒監視や情報収集、他国艦艇への情報提供を行った。

c 海賊対策における国際協力の推進

日本は、この海域の海賊を生み出す根本的原 因の解決に向けて、ソマリアや周辺国の海上保 安能力の向上やソマリアの安定に向けた支援と いった多層的な取組を行っている。日本は、国 際海事機関 (IMO) の設置した基金に 1,510万 米ドルを拠出し、イエメン、ケニアやタンザニ アへの情報共有センターの設置や、ジブチにお ける地域訓練センター (DRTC⁸) の建設を支援 した。このDRTCにおいては、2017年10月 に、日仏共催で海洋安全保障に関するセミナー を開催したほか、海上法執行機関などの能力向 上を目的としたセミナーの開催も支援している。 また、海賊訴追能力向上支援のための国際信託 基金に450万米ドルを拠出し、ソマリアや周辺 国の法廷などの整備や法曹関係者の訓練・研修 のほか、セーシェルなどのソマリア周辺国で有 罪判決を受けた海賊のソマリアへの移送などを 支援している。さらに、ジブチ沿岸警備隊に対 しては、2015年に日本の支援で巡視艇2隻を 供与したほか、JICAの技術協力を通じて海上 保安能力向上のための支援を継続的に実施して いる。また、ソマリアの安定に向けて、日本は、

⁸ DRTC: Djibouti Regional Training Centre

2007年以降、基礎サービス改善支援、警察支援などによる治安向上への支援、職業訓練及び雇用創出などによる国内経済活性化の支援のため、総額4億8.000万米ドルを拠出している。

(5) サイバー

5G(第5世代移動通信システム)やIoT(モノのインターネット)といった新興技術の登場により、今後一層サイバー空間が人々の経済社会の活動基盤として欠かせないものとなる一方で、サイバー攻撃の規模や影響は年々拡大しており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、サイバーセキュリティは喫緊の課題である。

こうした状況を背景に、日本は、2018年7月に改定された「サイバーセキュリティ戦略」を踏まえ、「法の支配の推進」、「信頼醸成措置の推進」及び「能力構築支援」を三本柱としてサイバー分野における外交を推し進めてきている(164ページ 特集参照)。

一つ目の「法の支配の推進」について、日本 は、サイバー空間を利用した行為に対しても既 存の国際法が適用されるとの立場から、国連に おけるサイバーセキュリティに関する政府専門 家会合(GGE)などへの参加を通じ、国際社 会における議論に積極的に参画している。日本 は2019年に新たに設置された第6会期の国連 GGEのメンバーとして選出され、サイバー空 間における国際法の適用や責任ある国家の行動 に関する規範などに関する議論をリードすると ともに、同じく2019年に新たに設置された国 連オープン・エンド作業部会(OEWG)にお いても、国連GGEでの議論との相互補完性に も留意しながら積極的に議論に貢献している。 また、悪意のあるサイバー行為に対しては、関 係各国と協働し、抑止のための取組を行ってい る。2018年12月には、中国を拠点とする APT10といわれるグループからの民間企業、 学術機関などを対象とした長期にわたる広範な 攻撃を断固非難する外務報道官談話を発表し た。また、2019年9月には、米国が主催した サイバーセキュリティに関する閣僚級会合に出 席し、サイバー空間における責任ある国家の行 動の枠組みに反して行動する国家に責任を負わ せるために協力するとの共同声明に支持を表明 した。さらに、サイバー犯罪対策について、日 本は、サイバー空間の利用に関する唯一の多数 国間条約である「サイバー犯罪条約」(ブダペ スト条約)のアジア地域初の締約国として、サ イバー犯罪条約締約国会合や、より効果的な捜 査共助実現のための追加議定書起草会合に積極 的に参加している。また、特にアジア地域での 条約締約国の拡大に努めており、1月の日・ ASEANサイバー犯罪対策対話や11月の欧州 評議会の場でアジア諸国にブダペスト条約の重 要性を説明するとともに、締結を促した。

二つ目の「信頼醸成措置の推進」について、サイバー活動を発端とした不測の事態を防ぐためには、お互いの考え方について理解を深め、相互に信頼性を高めることが必要である。日本は14の国・地域との間で協議・対話を実施してきており、2019年にはオーストラリア、EU、フランス、インド、ロシア、米国との二国間、及び中国・韓国との三国間でサイバー協議を実施した。また、ASEAN地域フォーラム(ARF)の枠組みにおいても共同議長国として、サイバーセキュリティに関する会期間会合での議論をリードしてきており、2019年には、コンタクトポイントの設置に係る新たな信頼醸成措置(CBM)について一致するなど、その取組が着実に進展した。

三つ目の柱である「能力構築支援」について、サイバー空間の性質上、一部の国や地域における対処能力の不足が世界全体にとってのリスク要因となることから、開発途上国などへの能力構築支援は日本の安全を確保する上でも重要である。日本は、ASEAN諸国を中心にCSIRT⁹や関係行政機関・捜査機関の能力強化などの支援を行っている。例えば、JICA課題別研修の枠組みで、アジア、中東、アフリカな

⁹ コンピュータセキュリティインシデントに対処するための組織の総称。コンピュータセキュリティインシデントによる被害の最小化を図るため、インシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃の予兆情報などを収集・分析し、解決策や対応方針の策定、インシデント対応などを行う。



自由、公正かつ安全なサイバー空間を目指して

インターネットやスマートフォンの普及、ビッグデータやクラウドの発展など、サイバー空間における技術・サービスの進展と向上は、グローバルな社会をかつてないほど緊密なものへと変化させ、私たちの生活をあらゆる面で豊かにしました。一方で、国家の関与が疑われる事案を含めた悪意ある主体によるサイバー空間の利用は、安全保障上の新たな問題をもたらしています。

こうした状況を背景に、「自由、公正かつ安全なサイバー空間」が、国際社会の平和と安全を確保する上で、より一層重要となっています。自由、公正かつ安全なサイバー空間の実現と発展を促進するためには、これまで長い時間をかけて構築された既存の国際法が急速に発展するサイバー空間にも適用されることを明確にするとともに、サイバー空間における責任ある国家の行動に関する規範を形成することにより、国際社会の安定性と予見可能性を確保することが不可欠です。また、目に見えず国境を容易に飛び越えるサイバー空間での活動に関し、国と国とが互いの法令や戦略などについて理解・信頼を深める信頼醸成措置や、サイバー攻撃に対応する能力構築支援も欠かすことができません。

これらを進めるための国連における取組として、日本は、サイバーセキュリティに関する国連政府専門家会合(GGE*1)を通じて国際的な議論に貢献してきています。国連GGEでは、サイバー空間に関する脅威認識、国際法の適用、規範、信頼醸成措置、能力構築支援などについて議論され、これまで日本は、2012年から2013年(第3会期)、2014年から2015年(第4会期)、2016年から2017年(第5会期)の3回にわたって参加してきました。2015年のGGE報告書では、サイバー空間における責任ある国家の行動に関する11の規範が提言されるとともに、国連憲章全体を含む既存の国際法がサイバー空間に適用されることが改めて確認され、その後の総会決議によって、全ての国連加盟国は、同報告書に従って行動することが求められています。日本は、2019年に新たに設置された第6会期GGEのメンバーとして選出され、これまでのGGE報告書を基礎として議論を前進させる観点から、積極的な貢献を果たしてきています。

また、国連全加盟国が参加可能な議論の場として、2019年から国連の下に初めて立ち上がったオープン・エンド作業部会(OEWG*2)にも積極的に関与してきており、GGEでの議論との相互補完性にも留意しながら議論に貢献しています。

日本は、引き続き、国際法の適用、責任ある国家の行動規範などに関する議論を通じて、国際社会と連携しながら、サイバー空間における安全保障上の課題に一層積極的に取り組んでいきます。

※2 OEWG: Open-Ended Working Group 正式名称は、「国際安全保障の文脈における情報及び電気通信分野での発展に関するオープン・エンド作業部会」。

どの政策担当者、刑事司法実務家などを対象として講義、机上演習、施設見学などを実施し、日・ASEAN統合基金(JAIF)を通じて、国際刑事警察機構と連携したASEANサイバー犯罪捜査合同プロジェクトなどを実施しているほ

か、日・ASEANサイバーセキュリティ政策会議の枠組みにおいて、サイバー演習、重要インフラ防護、普及啓発などに係る取組を実施してきている。今後も日本政府全体で戦略的かつ効果的な支援の取組を進めていく。

^{※1} GGE: Group of Governmental Experts 国連総会決議に基づき設置される専門家による議論の場。第1会期から第3会期は15か国、第4会期は20か国、第5会期は25か国の専門家がメンバー。2019年から2020年の第6会期は25か国がメンバーとなっており、4回の会合を経て2021年の国連総会で報告書を提出することになっている。

(6) 宇宙

近年、宇宙利用の多様化及び宇宙活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに、衛星破壊(ASAT)実験や人工衛星同士の衝突などによるスペースデブリが増加するなど、持続的かつ安定的な宇宙利用に対するリスクが増大している。

日本は、こうした状況に対応するため、宇宙システムの機能保証などに取り組むとともに、 国際的なルール作りや国際宇宙協力、とりわけ 同盟国たる米国との協力による取組も含めた施 策を実施している。

宇宙空間における法の支配の実現・強化

宇宙空間をめぐる環境の変化を踏まえ、国際 社会では、宇宙活動に関する国際的なルール作 りが様々な形で活発に議論されており、日本と しても宇宙空間における法の支配を実現・強化 するため、こうした議論に積極的に関与してい る。2019年6月、国連宇宙空間平和利用委員 会(COPUOS) 本委員会において、9年間にわ たる議論を経て、「宇宙活動の長期的持続可能 性(LTS)ガイドライン」が日本、米国、カナダ 及びフランスの4か国の共同提案を契機として 採択された。また、採択されたガイドラインの 実施などを議論する5年間のワーキンググルー プをCOPUOS科学技術小委員会に設置するこ とが決定された。さらに、COPUOS法律小委 員会では、2020年及び2021年に日本人の宇 宙法専門家が議長を務めることとなった。この ように、日本は国際会議などの議論に積極的に 参加・貢献し、国際的なルール作りで大きな役 割を果たしている(166ページ 特集参照)。

宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS) に関しては、2017年の国連総会決議に基づく政府専門家会合 (日本を含む25か国の専門家が参加)が2018年1月及び2019年3月に開催された。一方で、同会合としての勧告は採択されなかった。

✓ 各国との宇宙対話・協議の実施

日本は、主要な宇宙活動国やアジア太平洋地

域諸国を中心に、様々な二国間・多国間の宇宙 対話・協議などを推進している。

2019年3月には、第1回日印宇宙対話(デ リー) が開催され、日印双方の宇宙政策に関す る情報交換のほか、安全保障や関係機関間協 力、宇宙産業、宇宙空間に関する国際規範など に関し意見交換を行い、今後とも協力を深める べく、本対話を定期的に開催することで一致し た。また、3月には、第4回日EU宇宙政策対 話(東京)が開催され、日・EU双方の宇宙政 策の最新動向に関する情報を共有し、民生分野 での協力の可能性などに関し議論を行った。7 月には宇宙に関する包括的日米対話第6回会合 (ワシントンD.C.) が開催され、継続的、安全 かつ安定的な宇宙空間の利用の確保に向け、民 生分野及び安全保障分野を含む幅広いテーマに ついて包括的な意見交換を行い、その成果とし て共同声明が発出された。なお、米国との間で は、2023年度に打上げ予定の日本の準天頂衛 星システムへの米国宇宙状況監視(SSA)セン サの搭載(ホステッドペイロード(人工衛星へ の機材の相乗り)) について、4月に日米の外 務・防衛四閣僚間で確認した。

多国間会合としては、11月に文部科学省及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の共催により、「第26回アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF-26)」が名古屋において開催され、アジア太平洋地域における宇宙協力の枠組みの一層の強化が図られた。

また、6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、安倍総理大臣は、スペースデブリの増加は宇宙の安定的利用にとってリスクとなっており、国際社会が協力して取り組む必要がある、日本は2019年から世界に先駆けて大型デブリ除去プロジェクトを開始し、今後もこの分野における取組をリードしていくと表明した。

ジ 宇宙科学・探査、日本の宇宙産業の海外展 開及び地球規模課題解決に向けた支援

平和目的の宇宙空間の探査及び利用の進歩は、全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。中でも国際宇宙ス



国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)における日本の取組

国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS*1)は、1959年の国連総会決議「宇宙空間の平和利用に関する国際協力」により設置された常設委員会です。本委員会の下に科学技術小委員会及び法律小委員会が置かれ、宇宙活動に関する諸問題に対し、それぞれ技術的側面及び法的側面からの検討などを行っています。COPUOSでは、宇宙空間で適用されるルールについて活発に議論がなされており、これまでに「宇宙の憲法」とされる宇宙条約を始めとする宇宙諸条約やガイドラインなどの策定を



国連宇宙空間平和利用委員会の様子 (オーストリア・ウィーン)

行っています。日本としても宇宙空間における法の支配を実現・強化するため、こうした議論に積極的に関与しています。

最近の取組としては、2019年6月の第62会期COPUOS本委員会における、「宇宙活動の長期的持続可能性(LTS*2)に関するガイドライン」(以下「LTSガイドライン」という。)の採択が挙げられます。LTSガイドラインは、スペースデブリ低減や宇宙物体の安全など宇宙活動の長期持続可能な利用を目的とし、加盟国が自主的に実施すべきベストプラクティスをまとめたものです。

LTS ガイドラインは、2010年にCOPUOS科学技術小委員会の下に設置されたワーキンググループにおいて議論がされてきましたが、同ガイドラインが採択されぬまま、2018年6月にワーキンググループが終了した経緯があります。

その後、2019年6月に開催された第62会期COPUOS本委員会の初日に、日本は、米国、カナダ及びフランスと連携し、LTSガイドラインに関する新たなワーキンググループの設置について共同提案を行うなど、同ガイドラインの重要性を発信し、議論の進展に向けて積極的に貢献しました。その結果、加盟国間の議論を経て、同委員会の最終日には、同ガイドラインが92加盟国(2020年3月時点で95加盟国)の全会一致で採択されるとともに、科学技術小委員会の下に同ガイドラインの実施などを議論するワーキンググループが設置されることが決定され、9年間に及ぶ議論が実を結びました。スペースデブリの低減や宇宙物体の安全など宇宙活動に関する幅広い国際ルールに国連の場で一致できた意義は大きく、日本がCOPUOSにおけるルール作りに大きく貢献した一例となりました。

また、宇宙活動に関する法的問題の議論を行うCOUPUOS法律小委員会において、2020年及び2021年の議長に慶應義塾大学大学院法務研究科教授の青木節子氏が就任することになりました。

このように、宇宙空間の持続的かつ安定的利用の確保に向け、日本は引き続き国際的なルール作りに積極的に貢献していきます。

[%] 1 Committee on Peaceful Uses of Outer Space

^{※ 2} Long-term Sustainability

テーション (ISS) は、15か国が参加する壮大なプロジェクトであり、宇宙に関する国際協力の象徴とも言える。また、日本実験棟「きぼう」は、超小型衛星の放出機能を有しており、宇宙分野における能力構築支援を目的として、数多くの新興国・開発途上国の衛星の放出にも利用されている。2019年11月にはルワンダ初の超小型衛星ルワサット (RWASAT-1) が放出され、2020年春頃にはグアテマラとして初の衛星が放出される予定である。

また、2019年5月の日米首脳会談において 月探査における協力について議論を加速するこ とで一致したことを踏まえ、米国が提案する月 周回有人拠点(ゲートウェイ)の整備を含む月 探査を国際協力の下で実施する計画について、 10月、宇宙開発戦略本部において日本の参画 が決定された。同計画については、今後、日本 の強みをいかした分野で戦略的に参画できるよ う、参画機関間で調整を進めていく。

新興国を中心に拡大する宇宙開発利用市場の 成長を取り込んでいくことは日本の宇宙産業に とって重要な課題であり、トップセールスや在 外公館の活用に加え、2018年11月に運用を 開始した日本の準天頂衛星システム「みちび き | を活用した農機の自動走行等の海外実証の 支援など、アジア太平洋において「みちびき」 の利活用を促進し、官民一体となって日本の商 業宇宙市場の海外展開に取り組んでいる。さら には、宇宙技術を活用した国際協力の実施によ り、気候変動、防災、森林保全、海洋・漁業資 源管理、資源・エネルギーなどの地球規模課題 の解決に向けて取り組み、SDGsの達成に貢献 するとともに、開発途上国の宇宙分野での能力 構築支援に取り組んでいる。例えば、モザン ビークやコンゴ民主共和国などにおいて、陸域 観測技術衛星「だいち2号」による熱帯林のモ ニタリング(JICA-JAXA熱帯林早期警戒シス テム: JJ-FAST) を活用した森林モニタリング システムの実施に向け、協力を開始している。

(7) 新たな安全保障課題

IOT (モノのインターネット)、5G (第5世代移動通信システム)、AI (人工知能)、量子技術など、今後の社会や国民生活の在り方に本質的な変化をもたらし得る新たな技術革新が進展していることなどにより、安全保障の裾野が経済・技術分野にも拡大している。

各国は、国の競争力に直結するこれらの技術開発にしのぎを削るとともに、技術を安全保障領域に応用する動きを活発化させており、今後、イノベーションの成否が安全保障環境にも大きな影響を与えることが予測される。

例えば、米国は、新たな課題に即した軍事力 の整備のため、技術革新などによる全ての領域 における軍事的優位の維持に取り組んでおり、 過去最大の予算規模となった2020米会計年度 国防授権法においても、5G通信技術・AI・量 子技術・極超音速技術・無人化技術などの新興 技術の研究・開発への大規模な投資方針が示さ れた。また、中国は、軍民両部門の複合的な発 展を目指す「軍民融合」戦略を進め、先端技術 の研究・開発などに注力するとともに、「千人 計画」などを通じた海外ハイレベル人材の確保 も進めている。2019年に公表した「新時代の 中国の国防」と題する国防白書では、AI、量 子情報、ビックデータ、クラウドコンピュー ティング、IoTなど先端科学技術の軍事分野に おける応用に言及した上で、国防科学技術の革 新・発展を推進するとしている。ロシアは、核 戦力の近代化のみならず、極超音速技術などの 新興技術を用いた新兵器の開発などを通じて、 軍事力の近代化に向けた取組を継続している。

こうした状況を踏まえ、従来の安全保障貿易管理の枠組みを超えた機微技術管理の重要性への認識が国際的に高まっている。例えば、米国では、従来の安全保障貿易管理において規制対象となっている汎用技術に加えて、軍事転用の懸念のある、AI、量子を始めとする新興技術及び基盤技術も規制対象に加えるべく検討を進めている。また、研究活動や企業活動の国際化に伴う研究者などの移動、企業買収や、情報通信技術の高度化に伴うサイバー攻撃など、技術

情報・技術人材の流出経路が多様化してきている中、安全保障を理由とする機微技術の流出防止の取組が進められている。

日本の高い技術力は、経済力や防衛力の基盤であることはもとより、国際社会が日本に期待する、価値ある資源でもある。日本政府は、かつてない早さで進展する科学技術の研究開発・実装の動向を広く把握しつつ、産学官の力を結集させて、有効活用するように引き続き努めていく。外務省としても、こうした政府としての取組を実施していくとともに、同盟国・同志国との緊密な連携、諸外国における科学技術動向・制度の把握、国際的な規範作りに積極的に取り組み、新たな安全保障課題に対応した外交政策を推進していく。

4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

(1) 核軍縮

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け国際社会の取組をリードしていく責務がある。

近年の国際的な安全保障環境は厳しく、また 2017年7月に採択された核兵器禁止条約を取り巻く対応に見られるように、核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国の間のみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国の間においても立場の違いが見られる。このような状況の下、核軍縮を進めていくためには、核兵器国の協力を得ながら現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていく必要がある。

日本は、核兵器のない世界の実現のため、後述する「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」、国連総会への核兵器廃絶に向けた決議の提出、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI¹⁰)の枠組みや個別の協議などを通じ、核兵器国と非核兵器国の間の橋渡しに努めつつ、核兵器不

拡散条約 (NPT¹¹) 体制の維持・強化や包括的 核実験禁止条約 (CTBT¹²) の発効促進、核兵器 用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT¹³) の交 渉開始といった、核兵器国も参加する現実的か つ実践的な取組を積み重ねていく考えである。

☑ 核兵器不拡散条約(NPT)

日本は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の維持・強化を重視している。 条約の目的の実現及び規定の遵守を確保するために5年に一度開催される運用検討会議では、1970年の条約発効以来、その時々の国際情勢を反映した議論が行われてきたが、2015年に開催された運用検討会議は、中東非大量破壊兵器地帯創設などの問題をめぐり議論が収れんせず、合意文書を採択することなく終了した。こうした状況の中、次回のNPT運用検討会議に向けた取組の重要性が高まっている。

2019年4月から5月にニューヨークで開催された2020年NPT運用検討会議第3回準備委員会には、辻清人外務大臣政務官が出席し、一般討論演説を実施した。加えて、日本政府は、核クラスター(会合)でのステートメントの実施、NPDIメンバー国と連携した透明性や軍縮・不拡散教育に関する作業文書の提出、軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントの主導、サイドイベントの実施などを通じて、議論に積極的に参加した(170ページ 特集参照)。

✓ 核軍縮の実質的な進展のための賢人会議

核軍縮の進め方をめぐり様々なアプローチを有する国々の間の信頼関係を再構築し、核軍縮の実質的な進展に資する提言を得ることを目的に、日本が2017年に立ち上げた「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」(日本も含め、立場の異なる国々の有識者17名で構成)では、第1回会合(2018年3月)の議論を踏まえて提言が取り

- 10 NPDI: Non-Proliferation and Disarmament Initiative
- 11 NPT: Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons
- 12 CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty
- 13 FMCT: Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or other Nuclear Explosive Devices / Fissile Material Cut-off Treaty

まとめられ、NPT運用検討会議第2回準備委 員会(2018年4月)で同提言の内容が紹介さ れた。また、第3回会合(2018年11月、長 崎) 及び2019年3月に京都で開催された第4 回会合の議論を踏まえ、4月には、白石隆座長 (熊本県立大学理事長) から河野外務大臣に、 現下の状況において核軍縮を進めるために必要 な国際社会の取組などについて議論が行われた 成果である「京都アピール」が提出された。同 月のNPT運用検討会議第3回準備委員会では、 辻外務大臣政務官が同アピールの内容を紹介し た。7月には東京で第5回会合を開催し、これ までの賢人会議の議論を総括する報告書を作成 することで委員の間で意見が一致したことを受 け、10月、白石座長から若宮健嗣外務副大臣 に「議長レポート」が提出された。

軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)

2010年に日本とオーストラリアが主導して立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループであるNPDI(12か国で構成)は、メンバー国の外相自身による関与の下、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、核軍縮・不拡散分野での国際社会の取組を主導している。これまでNPDIは、2015年NPT運用検討会議に計19本、2020年NPT運用検討会議14プロセスに計15本の作業文書を提出するなど、現実的・実践的な提案を通じてNPT運用検討プロセスに積極的に貢献してきている。

11月には、G20愛知・名古屋外務大臣会合の際、第10回NPDI外相会合を日・オーストラリア共同で開催し、NPT体制の維持・強化の重要性に関する外相共同声明を発出した。

■ 国連を通じた取組(核兵器廃絶決議)

日本は、1994年以降、その時々の核軍縮に 関する課題を織り込みながら、全面的な核廃絶 に向けた具体的かつ実践的な措置を盛り込んだ 核兵器廃絶に向けた決議案を国連総会に提出してきている。2019年の決議案においては、核兵器国と非核兵器国の共通基盤の構築に資するものとして、核軍縮について国際社会として直ちに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てた。同決議案は、11月の国連総会第一委員会で148か国、12月の国連総会本会議では160か国の幅広い支持を得て採択された。国連総会には、日本の核兵器廃絶決議案に加えて、ほかにも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されているが、日本の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く、20年以上にわたって国際社会の立場の異なる国々から幅広く支持され続けてきている。

☑ 包括的核実験禁止条約(CTBT)

日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する現実的な核軍縮措置としてCTBTの発効促進を重視し、発効要件国を含む未署名国や未批准国に対しCTBTへの署名・批准を働きかける外交努力を継続している。2月には、ジンバブエがCTBTを批准した。また、9月に開催されたCTBT発効促進会議の第11回会合において、茂木外務大臣はCTBTの発効促進に向けた日本の取組を紹介するとともに、核軍縮の取組が着実に進展することへの期待と決意を表明した。

力 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約

(FMCT: カットオフ条約) 15

FMCTの構想は、核兵器用の核分裂性物質(高濃縮ウラン、プルトニウムなど)の生産そのものを禁止することにより、新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核兵器国による核兵器の生産を制限するものであることから、軍縮・不拡散双方の観点から大きな意義を有する。しかしながら、ジュネーブ軍縮会議(CD)では長年にわたり交渉開始の合意に至っていない。こうした状況を受け、2016年に、第71回国連総会でFMCTハイレベル専門家準備グルー

¹⁴ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年3月、国連は、当初4月から開催を予定していた同会議を延期し、状況が許せば、遅くとも2021年4月までに開催することに締約国が合意したと発表している。本章では、便宜上、「2020年NPT運用検討会議」と記載する。

¹⁵ 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質(高濃縮ウラン及びプルトニウムなど)の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想



NPT運用検討会議に向けた取組

2020年は、核兵器不拡散条約(NPT)の運用検討会議の開催が予定されている年であり、また、NPTの発効から50年、広島と長崎に原爆が投下されてから75年の節目の年でもあります。同条約は、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用を目的とした条約であり、インド、パキスタン、イスラエル、南スーダンを除く191か国・地域が締約国となっています(2019年12月時点)。

前回の2015年NPT運用検討会議は、中東非大量破壊兵器地帯*1の問題をめぐって締約国が合意に至ることができず、最終文書案が採択されることなく会議が終了しました。それ以降も、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国際社会では、核軍縮をめぐる見解の相違も存在しています。そうした中でも、NPTが国際社会の平和と安全に果たすべき役割は大きく、日本政府として、NPT体制を維持・強化することを極めて重視し、そのための取組を積み重ねてきています。

2020年に先立つ3年間には、2020年NPT運用検討会議の準備委員会が、毎年開催されました。 2017年5月の第1回準備委員会では、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用というNPTの三本柱の履行状況について議論が行われました。同委員会には岸田外務大臣が出席し、国家間における信頼関係の再構築の重要性を訴え、そのための提言を得るために、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」(168ページ 4 (1) イ参照)を立ち上げることを表明しました。

2018年4月の第2回準備委員会では、河野外務大臣が「賢人会議」の提言の内容を紹介するとともに、各分野別の議論にも積極的に貢献しました。

2019年4月の第3回準備委員会では、2020年NPT運用検討会議への議長による勧告案について議論が行われましたが、核軍縮の進め方や地域情勢などについて締約国の間での意見の隔たりが埋まらず、議長勧告に合意することはできませんでした。こうした中においても、同準備委員会において、日本政府は、「賢人会議」が外務省に提出した「京都アピール」*2やNPT上の義務及びコミットメントの各国の履行状況にかかる透明性向上に関するサイドイベントを開催するとともに、日本主導で、55か国が連なって軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントを実施*3しました。また、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)(169ページ 4 (1) ウ参照)としても、作業文書の提出、サイドイベントの開催などを通じて同準備委員会での議論に貢献しました。

また、2019年11月には、茂木外務大臣が共同議長となり、第10回NPDI外相会合を開催し、NPT体制の維持・強化に関するNPDIのコミットメントを示すNPDI外相共同声明が発出されました。

一方で、このような議論の積み重ねを経ても、国際社会においては、中東非大量破壊兵器地帯創設構想や、核兵器禁止条約の位置付け等核軍縮の進め方などをめぐって引き続き各国間での立場の違いが存在しているのが現状です。また、核不拡散の分野においても、包括的保障措置協定追加議定書(AP)(171ページ 4(2)ア参照)の位置付けや不拡散上の措置と原子力の平和的利用との関係などについては意見の相違をどのように埋めるかといった問題があります。

難しい課題が山積する中ですが、日本政府は、2020年NPT運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、現実的で具体的な取組や提案を継続して実施してきています。唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けて、今後も、「賢人会議」での議論の成果の活用や、核兵器廃絶に向けた決議、NPDIとしての活動などを通じて、具体的な取組を続けていきます。



2020年NPT運用検討会議第2回準備委員会 に出席する河野外務大臣 (2018年4月、スイス・ジュネーブ)



第10回NPDI外相会合に出席する茂木外務 大臣(2019年11月、名古屋)

- ※1 1995年のNPT運用検討・延長会議において、NPT寄託国である米国、ロシア及び英国の共同提案による中東地域における核兵器などの大量破壊兵器のない地帯(非大量破壊兵器地帯)の創設を目指す中東決議が採択された。しかし、アラブ諸国とイスラエルの立場の違いもあり、現在に至るまで同地帯は創設されていない(2019年12月時点)。
- ※2 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」第3回会合(2018年11月、長崎)、第4回会合(2019年3月、京都)において、現下 の状況において核軍縮を進めるために必要な国際社会の取組について議論が行われ、同年4月にその結果をまとめた「京都アピール」 が河野外務大臣に提出された。
- ※3 日本は、NPTプロセスにおける軍縮・不拡散教育の取組の必要性、同教育を進めるため現実的な方法について締約国に喚起するとともに、同分野での日本の存在感を改めて示すことを目的として、軍縮・不拡散教育共同ステートメントを主導してきている。2019年の第3回準備委員会においては、国にとどまらない様々な主体との連携、インターネットやSNSの更なる活用、若者の更なるコミットメントの重要性などを強調する共同ステートメントを実施し、核兵器国である英国を含む55か国の賛同を得た。

プの設置が決定された。日本は同グループでの議論に積極的に参画し、同グループでは、第1回会合(2017年8月)及び第2回会合(2018年6月)における議論を経て、将来の条約の概要について考え得るオプションや交渉において考慮すべき事項を提示する内容を含む報告書が採択され、同報告書は同年の第73回国連総会に提出された。日本としては、引き続きFMCTの議論に積極的に貢献していく。

🚼 軍縮・不拡散教育

日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に関する教育を重視している。具体的には、被爆証言の多言語化、国連軍縮フェローシップ・プログラム¹⁶を通じた各国若手外交官の広島及び長崎への招へい、在外公館を通じた海外での原爆展の開催支援¹⁷、被爆体験証言を実施する被爆者に対する「非核特使」の名称付与などを通じ、被爆の実相を国内外に伝達すべく積極的に取り組んでいる。2019年には、ロサンゼルスなど米国3都市で「ヒロシマ、ナガ

サキ原爆展 が開催された。

また、被爆者の高齢化が進む中で、広島及び 長崎の被爆の実相を世代や国境を越えて語り継 いでいくことが重要となっている。こうした観 点から、2013年から2019年までに国内外の 300人以上の若者に「ユース非核特使」の名 称を付与してきている。

(2) 不拡散及び核セキュリティ

ア拡散に関する日本の取組

日本は、自国の安全を確保し、かつ国際社会の平和と安全を維持するため、不拡散政策にも力を入れている。不拡散政策の目標は、日本及び国際社会にとって脅威となり得る兵器(核兵器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器及びそれらを運ぶミサイル並びに通常兵器)やその開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐことにある。今日の国際社会においては、新興国の経済成長に伴い、それらの国における兵器やその開発に転用可能な物資などの生産・供給能力が増大するとともに、流通形態の複雑化を

^{16 1983}年以来、軍縮専門家を育成するために国連が実施。同プログラムの参加者を広島・長崎に招待しており、資料館の視察や被爆者による被爆体験講話などを通じ、被爆の実相への理解促進に取り組んでいる。

¹⁷ 広島市や長崎市との協力の下、ニューヨーク(米国)、ジュネーブ(スイス)及びウィーン(オーストリア)で常設原爆展が開設されている。

始めこれら物資などの調達手法が巧妙化している。また、新技術の登場を背景として、民間の技術が軍事転用される可能性が高まっており、 脅威となり得る兵器やその関連物資・技術の拡散リスクが増大している。このような状況において、日本は、国際的な不拡散体制・ルールの維持・強化、国内における不拡散措置の適切な実施、各国との緊密な連携・能力構築支援を柱として不拡散政策に取り組んでいる。

拡散を防ぐための主な手段には、①保障措置、②輸出管理、③拡散に対する安全保障構想 (PSI) の3つがある。

保障措置とは、原子力が平和的利用から核兵 器その他の核爆発装置に転用されないことを担 保することを目的に、国際原子力機関 (IAEA) と国家との間で締結される保障措置協定に従っ て行われる検証活動である。日本はIAEAの指 定理事国¹⁸としてIAEAに対する支援を始め、 様々な取組を行っている。例えば、IAEAの保 障措置は国際的な核不拡散体制の中核的な措置 であるとの考えの下、各国の保障措置に対する 理解や実施能力を高め、また、より多くの国が 追加議定書 (AP) 19 を締結するよう、IAEA が 主催する地域セミナーの支援を始め、各国への 働きかけを進めている。さらに、8月、IAEA がオブザーバー参加したアジア太平洋地域にお ける保障措置の強化を目指すアジア太平洋保障 措置ネットワーク(APSN)年次会合に出席し、 人材育成の分野でファシリテーターを務めるな ど、地域・国際的な保障措置強化の取組にも積 極的に参加している。

また、7月の天野之弥IAEA事務局長の逝去に伴い行われたIAEA事務局長選挙において(※天野事務局長の功績については174ページコラム参照)、アルゼンチン出身のグロッシー氏が中南米地域から初めて事務局長に選出された。同事務局長はプロフェッショナリズム、技



茂木外務大臣とグロッシーIAEA事務局長との会談(2020年2月25日、東京)

術的専門性をもって核不拡散課題に対応していくと表明しており、2020年2月に外務省賓客として訪日し、安倍総理大臣を表敬したほか、茂木外務大臣と会談を行い、日本とIAEAとの間で一層の協力関係構築に向け連携していくことを確認した。日本としては、核不拡散分野で深い知見と経験を有するグロッシー新事務局長を最大限支援しつつ、他の加盟国と協力してIAEAの役割の強化に引き続き取り組んでいく。

輸出管理は、拡散懸念国やテロ組織など、兵 器やその関連物資・技術を入手し、拡散しよう とする者に対し、いわば供給サイドから規制を 行う上で有益な取組である。現在、国際社会に は四つの輸出管理の枠組み(国際輸出管理レ ジーム)があり、日本は、全てのレジームに発 足当時から参加し、国際的な連携を図りつつ、 厳格な輸出管理を実施している。具体的には、 核兵器に関して原子力供給国グループ (NSG)、 生物・化学兵器に関してオーストラリア・グ ループ (AG)、ミサイル²⁰に関してミサイル技 術管理レジーム (MTCR)、通常兵器に関して ワッセナー・アレンジメント (WA) があり、 各レジームにおいて、兵器の開発に資する汎用 品・技術をそれぞれリスト化している。参加国 は、それらリストの掲載品目・技術について国

¹⁸ IAEA 理事会で指定される 13か国。日本を始め、G7などの原子力先進国が指定されている。

¹⁹ NPT締約国である非核兵器国が、NPT第3条1項に基づきIAEAとの間で締結することを義務づけられている、当該国の平和的な原子力活動に係るすべての核物質を対象とした「包括的保障措置協定(CSA)」などに追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書(AP)の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大され、未申告の原子力核物質・原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限をIAEAに与えるもの。2019年10月時点で、136か国が締結している。

²⁰ 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」(HCOC) があり、143か国が参加している。

内法に基づき輸出管理を行うことで、大量破壊 兵器などの不拡散を担保している。国際輸出管 理レジームではこのほか、拡散懸念国などの動 向に関する情報交換や非参加国に対する輸出管 理強化の働きかけなども行われている。日本は このような国際的なルール作り、ルールの運用 に積極的に関与しているほか、核不拡散分野に おける国際貢献の観点から、NSGの事務局の 役割を在ウィーン国際機関日本政府代表部が 担っている。

また、日本は、こうした国際輸出管理レジームを補完するものとして、拡散に対する安全保障構想 (PSI)²¹の活動にも積極的に参加しており、2018年7月には、海上阻止訓練「Pacific Shield 18」を主催²²するなど、各国及び関係機関の間の連携強化などに努めている。



日本主催PSI訓練での乗船風景 (2018年7月25日、房総半島沖海域)

さらに日本は、アジア諸国を中心に不拡散体制への理解促進と地域的取組の強化を図るため、毎年、アジア不拡散協議 (ASTOP)²³やアジア輸出管理セミナー²⁴を開催している。3月

に行われた第15回ASTOPでは、輸出管理の 強化のほか、PSIやIAEA保障措置及び追加議 定書について議論が行われた。2月に開催され た第26回アジア輸出管理セミナーには32か 国・地域が参加し、アジア各国・地域の輸出管 理担当者の能力構築を図るため、輸出管理の実 効性強化に向けた取組などについて議論が行わ れた。

そのほかにも、非国家主体への大量破壊兵器 及びその運搬手段(ミサイル)の拡散防止を目 的として2004年に採択された国連安保理決議 第1540号²⁵に関し、アジア諸国による同決議 の履行支援のため日本の拠出金が活用されるな ど、国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献し ている。

☑ 地域の不拡散問題

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、 全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミ サイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的 な方法での廃棄を依然として行っていない。

米国と北朝鮮の間で、2月、ハノイ(ベトナム)において第2回米朝首脳会談が開催され、**
6月、板門店においてトランプ大統領と金正恩国務委員長が面会し交渉が行われる中、北朝鮮は、5月から11月にかけて、20発を超える頻繁な弾道ミサイル発射を繰り返した。このような中、朝鮮半島の非核化に向けて、引き続き、国際社会が一体となって米朝プロセスを後押ししていくことが重要である。

一方で、8月のIAEAの事務局長報告は、北朝鮮のいくつかの核関連施設で活動が継続ない

^{21 2019}年12月現在、107か国がPSIの活動に参加・協力している。日本は、過去には、2004年、2007年及び2018年にPSI海上阻止訓練を、2012年にPSI航空阻止訓練をそれぞれ主催したほか、2010年に東京においてオペレーション専門家会合(OEG)を主催した。また、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加しており、アジア太平洋地域でのローテーション訓練に参加しているほか、2016年1月に米国で開催された政治会合(高級事務レベル)に参加した。直近では2018年5月にフランスで開催されたPSI創設15周年を記念するハイレベル政治会合に参加した。

²² 横須賀市、房総半島沖海空域及び伊豆半島沖空域において開催された同訓練には、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国がアセットや人員を参加させたほか、インド太平洋諸国などから19か国がオブザーバーを派遣した。

²³ 日本が主催し、ASEAN10か国、中国、インド、韓国、そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランスの局長級が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議。直近では2019年3月に開催

²⁴ 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催している。最近では2020年2月に開催

^{25 2004}年4月採択。全ての国に対し、①大量破壊兵器開発などを試みるテロリストなどへの支援の自制、②テロリストなどによる大量破壊 兵器開発などを禁ずる法律の制定及び③大量破壊兵器拡散を防止する国内管理(防護措置、国境管理、輸出管理など)の実施を義務付けるととも に、国連安保理の下に国連安保理理事国から構成される「1540委員会」(決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理への報告が任務)を設置



天野IAEA事務局長の残した足跡

2009年12月に日本人として初めて国際原子力機関 (IAEA) 事務局長に選出され、約10年間の長きにわたって第5代事務局長を務めた天野之弥氏が、2019年7月、任期半ばで逝去されました。IAEA事務局長として真摯に職務に取り組み、多くの功績を残した天野氏は、その勤勉さとともに冗談を好む親しみやすい人柄でも知られており、IAEA職員を始め様々な人に慕われていました。天野氏の逝去に際し、米国のポンペオ国務長官、ロシアのラブロフ外相、イランのザリーフ外相など各国の要人や国内外の数多くの方々が、その功績を称えるとともに哀悼の意を表しました。



IAEA設立60年記念行事での演説の様子 (写真提供:IAFA)

このコラムでは天野事務局長が残された足跡の一部を紹介します。

1 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故発生を受けて、日本政府は、4月、同事故について、国際原子力事象評価尺度(INES)レベル7(「深刻な事故」)として、IAEAに通報しました*。天野事務局長は、事故発生から一週間後、日本政府との協議などのために訪日し、同年7月及び翌年12月には現場入りするなど、自らの目で正確な状況の把握に努めました。天野事務局長の下、IAEAはこのような事故直後からの事務局長自らの現地視察や国際社会への情報提供といった初動対応や廃炉・汚染水対策に関する助言といった日本に対する協力に加え、事故について科学的に裏付けられた客観的な情報発信を行いました。そして事故の原因と結果についての評価を提示した「福島第一原子力発電所事故事務局長報告書」を作成しました。またIAEAの重要な役割の一つである世界の原子力安全の向上に向けて、同事故の教訓などを踏まえた行動計画の策定・実施に取り組みました。同事故後の日本政府とIAEAとの協力、国際社会の原子力安全向上の取組は今なお続いています。

2 核不拡散問題への取組

今日、国際社会が直面している核不拡散問題への対応は、IAEAの重要な任務です。

2015年7月に成立したイランの核合意の履行開始(2016年1月)が可能となったのは、2015年9月に天野事務局長自らがイラン入りし、同年12月にIAEAが軍事転用疑惑解明のための作業に区切りを付けることができたからです。その後も天野事務局長は核合意履行の検証・監視という重要な活動を、IAEAの不偏不党、専門性にのっとり、責任感をもって指揮しました。天野氏は、現在イランで最も知られた日本人の一人とも言えるでしょう。

また、IAEAは、現在北朝鮮において活動はできていませんが、定期的に北朝鮮の核問題に関する報告を出すとともに、北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる緊張が高まっていた2017年夏には、天野事務局長の下、いち早くIAEA事務局内に「北朝鮮チーム」を立ち上げ、体制の強化に努めるなど積極的に対応してきました。

3 「平和と開発のための原子力」

天野事務局長は、原子力技術の持つ幅広い可能性を追求し、2017年のIAEA設立60周年を機に、IAEAのモットーを「平和のための原子力(Atoms for Peace)」から「平和と開発のための原子力(Atoms for Peace and Development)」に変更し、開発途上国における医療や農業など幅広い分野での原子力技術の活用の促進や、IAEAの原子力応用研究所の改修事業などに注力しました。

天野事務局長が逝去された後に開催された2019年のIAEA総会ではその功績を称え、ウィーン (オーストリア) 郊外にあるIAEA研究所の研究棟の一つを「ユキヤ・アマノ・ラボラトリー」と命名する決議が採択されました。天野氏の名を冠したこの研究棟は、2020年の春に稼働予定です。

私たちは、天野事務局長のリーダーシップ及び業績を高く評価し、生前の献身に改めて深い敬意を表します。また、天野事務局長の後を継いで就任したグロッシー事務局長の取組を最大限支援しつつ、他の加盟国と協力しながらIAEAの役割の強化に取り組んでいきます。

※ 国際原子力事象評価尺度(INES: International Nuclear and Radiological Event Scale): 1990年、IAEAと経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)が、原子力施設などの事故・故障について、安全上の重要性について表すために共同作成した国際的な指標であり、7つのレベルに分類。日本では1992年から運用開始。放射性物質が環境中へ放出された場合、基本的にはINESレベル4以上となる。各レベルの判断基準は、レベル7:数万兆ベクレル超、レベル6(大事故): 数千兆ベクレル超、レベル5(広範囲への影響を伴う事故): 数千兆ベクレル超、レベル6(広範囲への影響を伴う事故): 数十兆ベクレル超。東京電力福島第一原発事故の放射性物質の放出量は原子力安全委員会(当時)の発表では約63万兆ベクレル、原子力安全・保安院(当時)の概算では37万兆ベクレル(それぞれョウ素換算)。

し更に進展したことなどを指摘した上で、北朝鮮の核活動は引き続き重大な懸念を生じさせるものであり、これらの活動は国連安保理決議の明確な違反であり、遺憾であると指摘した。また、9月のIAEA総会では、同報告に基づいた決議をコンセンサスで採択し、北朝鮮の非核化に向けたIAEA加盟国の結束した立場を示した。

日本としては、引き続き、安保理決議に従った北朝鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向けて、米国、韓国を始めとする関係諸国やIAEAなどの国際機関と緊密に連携していく。また、安保理決議の完全な履行の観点から、アジア地域を中心とした輸出管理能力の構築も進めていく。

また、イランについて、IAEAは、2016年1 月以来、イランによる包括的共同作業計画 (JCPOA)²⁶の履行の監視・検証を継続的に行っ てきている。2018年5月、米国はJCPOAから の離脱を発表し、8月及び11月に対イラン制裁 が再適用された。これに対してイランは、 2019年5月にJCPOA上の義務の段階的停止を 発表し、低濃縮ウラン貯蔵量の上限超過、濃縮 レベルの上限超過、遠心分離離機の研究・開発の規定外の活動、フォルド(イラン中部コム近郊)にある燃料濃縮施設での濃縮再開などの措置を順次取ってきている。11月には、IAEAがイランの未申告の場所でウラン粒子を検出したと報告を行っており、こうした中、グロッシー事務局長は、イランの核問題に対し、公平であると同時に、断固とした態度で臨むとしている。

日本としては、イランがJCPOA上のコミットメントを継続的に低減させていることを強く懸念し、イランに対し、核合意を遵守し、JCPOA上のコミットメントに即座に戻るとともに、JCPOAを損なう更なる措置を控えるよう強く求めている。また、日本は、イランに対して、JCPOAに基づき、また、包括的保障措置協定(CSA)及び追加議定書を始めとしてイランが負っている原子力に関する全ての義務に従い、IAEAと完全に協力するよう求めている。

シリアによるIAEA保障措置の履行については、事実関係が解明されるためにも、シリアがIAEAに対して完全に協力すること、また、同国が追加議定書を署名・批准し、これを実施することが重要である。

〈イラン側の主な措置〉

- ●濃縮ウラン活動に係る制約
 - ・稼動遠心分離機を5,060機に限定
 - ・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定など
- ●アラク重水炉、再処理に係る制約
 - ・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
 - ・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しない

²⁶ イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの

核セキュリティ

核物質やその他の放射性物質を使用したテロ活動を防止するための「核セキュリティ」については、オバマ米国大統領が提唱し、2010年から2016年の間に4回開催された核セキュリティ・サミットや、IAEA主催の「核セキュリティに関する国際会議」を始め、IAEAや国連、有志国による各種取組を通じ、国際的な協力が進展している。日本は、こうした取組に積極的に参加し、貢献している。

2018年2月に外務省とIAEAとの間で署名された「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に基づき、2019年10月、IAEA及び米国の専門家の参加を得て、国内関係機関による大規模公共行事における核セキュリティ対策に関する机上訓練が実施された。

また、11月、外務省は、日本原子力研究開発機構(JAEA)の核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)の協力の下、核物質及びその他の放射性物質の輸送セキュリティに関する国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムには、IAEAなどの国際機関や関係各国から100人以上の専門家が参加し、輸送セキュリティに関するグッドプラクティスの共有や共通の課題について意見交換を行った。

(3) 原子力の平和的利用

| | 多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの三本柱の一つとされており、核軍縮・不拡散を進める国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させることは「奪い得ない権利」であるとされている。国際的なエネルギー需要の拡大などを背景として、原子力発電²⁷を活用する又は活用を計画する国は多い。

一方、これら原子力発電に利用される核物

質、機材及び技術は軍事転用が可能であり、ま た一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え 得る。したがって、原子力の平和的利用に当 たっては、①保障措置、②原子力安全(原子力 事故の防止に向けた安全性の確保など)及び③ 核セキュリティの「3SI²⁸の確保が重要である。 また、東京電力福島第一原発事故の当事国とし て、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的 な原子力安全の向上に貢献していくことは、日 本の責務である。この観点から、IAEAは日本 と協力し、2013年に福島県に「IAEA緊急時 対応能力研修センター(IAEA・RANET・ CBC) | を指定しており、2019年8月及び11 月には国内外の関係者を対象として、緊急事態 の準備及び対応の分野での能力強化のための研 修を実施した。

東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策、除染・環境回復は着実に進展しているが、世界にも前例がない困難な作業の連続であり、世界の技術や叡智を結集して取り組んでいる。IAEAとは事故直後から協力しており、2019年は、海洋モニタリング専門家の受入れ(6月)を実施した。また、原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)は、2014年に東京電力福島第一原発事故による放射線のレベル及び影響に関する報告書を公表し、2018年からは、最新の情報に基づく評価を実施すべく同報告書の改訂作業が進められている。

国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進めるためには、適時適切な情報発信が必要である。この観点から、日本は、東京電力福島第一原発の廃炉作業・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項について、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、原則毎月1回の在京外交団及びIAEA向けの現状の通報や、原発事故以来100回以上に上る在京外交団に対する説明会の開催、在外公館を通じた情報提供などを行っ

²⁷ IAEAによると、2020年 1 月現在、原子炉は世界中で447基が稼働中であり、52基が建設中(IAEAホームページ)

²⁸ 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置(Safeguards)、原子力安全(Safety)及び核セキュリティ(Security)の頭文字を取って「3S」と称されている。

ている。また、東京電力福島第一原発における 汚染水の処理状況について、特に混同されやす い汚染水とALPS処理水²⁹の違いを国際社会に 対し分かりやすく説明するための英文広報資料 を作成し、9月にウィーンで開催されたIAEA 総会を始めとする国際会議において配布し た³⁰。日本は、今後も国際社会に対し、科学的 根拠に基づいた、透明性のある説明を丁寧に 行っていく方針であり、風評被害を助長しかね ない主張に対しては、引き続きしっかりと説明 を行っていく。

原子力は、発電のみならず、保健・医療、食糧・農業、環境、産業応用などの分野でも活用されている。これら非発電分野での原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献は、開発途上国がNPT加盟国の大半を占める中で重要性が増してきている。IAEAも、開発途上国への技術協力や持続可能な開発目標(SDGs)の達成への貢献に取り組んでいる。

そのような中、日本は、原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA) に基づく協力を始めとするIAEA技術協力や平和的利用イニシアティブ (PUI) などを通じて、IAEAの活動を積極的に支援しており、2015年4月、NPT運用検討会議で、日本はPUIに対し5年間で総額2,500万米ドルの拠出を行うことを表明した。2019年には、PUI を通じ、IAEAのサイバースドルフ原子力応用研究所の改修事業などに対して支援を行った。

✓ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、原子力の平和的利用の 捉進と核不拡散の確保の観点から、原子力関連 資機材などを移転するに当たり移転先の国から これらの平和的利用などに関する法的な保証を 取り付けるために締結するものである。

また、日本は、「3S」を重視する観点から、 近年の原子力協定では、原子力安全及び核セ キュリティに関する規定も設け、原子力安全や 核セキュリティに関する国際約束に適合するよ う行動することを相互に確認しているほか、同 協定下での原子力安全分野での協力を促進する ことも可能となっている。

東京電力福島第一原発の事故後も引き続き諸 外国から日本の原子力技術に対する期待が表明 されている。相手国の事情や意向を踏まえつ つ、日本が世界最高水準の安全性を有する原子 力関連資機材・技術を提供していくことも可能 である。また、二国間の原子力協力として、東 京電力福島第一原発事故に関する経験と教訓を 相手国と共有し、相手国の原子力安全の向上に 協力していくことが求められている。原子力協 定の枠組みを設けるかどうかは、核不拡散の観 点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信 頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、 個別具体的に検討してきている。2019年末現 在、日本は発効順で、カナダ、オーストラリ ア、中国、米国、フランス、英国、欧州原子力 共同体(EURATOM)、カザフスタン、韓国、 ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ 首長国連邦及びインドとの間でそれぞれ原子力 協定を締結している³¹。

(4) 生物兵器・化学兵器

四 生物兵器

生物兵器禁止条約 (BWC) 32 は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定や条約実施機関がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年以降、履行支援ユニット(事務局機能)の設置や、5年に一度開催される運用検討会議の間における年2回の会期間会合の開催などが決定され、BWC体制の強化に向けて取組が進んできた。

2021年に予定されている第9回運用検討会



²⁹ ALPS処理水とは、多核種除去設備(Advanced Liquid Processing System) を含む複数の浄化設備で可能な浄化処理をした水

³⁰ IAEA総会などで配布した汚染水とALPS処理水の違いに関する英文資料の最新版は外務省ウェブサイトに掲載 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/inec/page22_003031.html)

³¹ 英国とは、現在改正交渉中

^{32 1975}年3月発効。締約国数は183か国(2019年12月現在)。Biological Weapons Convention

議までの会期間会合では、国際協力、科学技術の進展レビュー、国内実施、防護支援及び条約の制度的強化の五つのテーマについて協議することが合意されている。2019年12月のBWC締約国会合でもこれらのテーマが議論され、日本も積極的に貢献した。

1 化学兵器

化学兵器禁止条約(CWC³³)は、化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度(申告と査察)によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ(オランダ)に化学兵器禁止機関(OPCW³⁴)が設置されている。OPCWは、シリアの化学兵器廃棄において、国連と共に重要な役割を果たし、2013年には、「化学兵器のない世界」を目指した広範な努力が評価されノーベル平和賞を受賞した。

化学産業が発達し、化学工場の数が多い日本は、OPCWの査察を数多く受け入れている。そのほか、加盟国を増やすための施策、条約の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化など、OPCWに対して具体的な協力を積極的に行っている。また、日本は、CWCに基づき、中国国内で遺棄された旧日本軍の化学兵器について、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指している。

6月、アリアスOPCW事務局長が訪日し、 日本との間で、引き続き連携していくことで一致した。

(5) 通常兵器

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武器を意味し、地雷、戦車、大砲から、けん銃などの小型武器まで多岐にわたる。実際の紛争で

使用され、文民の死傷にもつながる通常兵器の問題は、安全保障に加え人道の観点からも深刻であり、グテーレス国連事務総長が2018年に発表した軍縮アジェンダにおいて、通常兵器分野の軍縮は「人命を救う軍縮」として三本柱の一つに位置づけられている。日本は、通常兵器に関する国際的な基準・規範に基づく協力・支援において、積極的な活動を行っている。

7 小型武器

小型武器は、実際に使用され多くの人命を 奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」 とも称され、入手や操作が容易であるため拡散 が続き、紛争の長期化や激化、治安回復や復興 開発の阻害などの一因となっている。日本は、 1995年以来毎年、小型武器非合法取引決議案 を他国と共同で国連総会に提出し、同決議は毎 年採択されてきた。また、世界各地において武 器回収、廃棄、研修などの小型武器対策事業を 支援してきている。2019年には、グテーレス 国連事務総長の軍縮アジェンダに基づき設立さ れた小型武器対策メカニズムに対し、200万 米ドルを拠出した。

✓ 武器貿易条約 (ATT)³⁵

通常兵器の国際貿易を規制するための共通基準を確立し、不正な取引などを防止することを目的としたATTは、2014年12月に発効した。日本は、条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の1か国として、国連における議論及び交渉を主導し、条約の成立に大いに貢献した。また発効後も、締約国会議などでの議論に積極的に参加し、2018年8月、日本はアジア大洋州から選出された初めての議長国として第4回締約国会議を東京で開催するなど、引き続き貢献している。

³³ CWC: Chemical Weapons Convention 1997年4月発効。締約国数は193か国(2019年12月現在)

³⁴ OPCW: Organization for the Prohibition of Chemical Weapons

³⁵ 武器貿易条約 (ATT: Arms Trade Treaty) の2020年1月現在の締約国は105か国・地域。日本は、署名が開放された日に署名を行い、2014年5月、締約国となった。

特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)³⁶

で CCWは、過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項などを定めた枠組条約及び個別の通常兵器などについて規制する五つの附属議定書から構成される。枠組条約は1983年に発効した。日本は、枠組条約及び改正議定書 I を含む議定書 I からIVを締結している。2017年からは、急速に進歩する科学技術の軍事利用に対する国際社会の懸念を背景として、CCWの枠組みで自律型致死兵器システム(LAWS)に関する政府専門家会合が開催されている。2019年は3月及び8月に同会合が開催され、日本もこれに積極的に参加し、議論に貢献した。

■ 対人地雷

2019年、対人地雷禁止条約(オタワ条約)37 は発効後20周年を迎えた。日本はこれまで、 対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策 支援の強化を中心とした包括的な取組を推進し てきた。アジア太平洋地域各国へのオタワ条約 締結に向けた働きかけに加え、1998年以降、 51か国・地域に対して約780億円を超える地 雷対策支援(地雷除去、被害者支援など)を実 施している。

11月には、オスロ(ノルウェー)で開催されたオタワ条約第4回検討会議に尾身朝子外務大臣政務官が出席し、これまでの日本の地雷対策支援の取組及び実績を振り返るとともに、対人地雷のない世界を目指し、今後とも積極的な役割を果たすとの姿勢を表明した。

クラスター弾がもたらす被害は、人道上の観点から国際的に深刻に受け止められている。日

本は、被害者支援や不発弾処理といった対策を 実施³⁹するとともに、クラスター弾に関する条 約 (CCM)⁴⁰の締約国を拡大する取組を継続し ており、9月の締約国会合でも、これらの課題 に関する議論に参加した。

5 国際連合(国連)における取組

(1) 日本と国連との関係

国連は、世界のほぼ全ての国(2019年12月現在193か国)が加盟する普遍性を備えた 国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、貧困・開発、人権、難民問題、環境・気候変動、防災、感染症を含む多種多様な分野において、高度な専門性を持って、国際社会が直面する諸課題に取り組んでいる。

日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国連を通じた協力を強化し、一国では実現できない外交目標の達成に向けて積極的に取り組んでいる。また、日本はこれまで国連安全保障理事会(国連安保理)の非常任理事国を加盟国中最多の11回務めるなど、国際社会の平和と安全の維持のために、主要な役割を果たしてきている。国際社会が直面する諸課題に、国連がより効果的に対応できるよう、国連安保理を始めとする国連改革にも引き続き積極的に取り組んでいく。

9月に開会した第74回国連総会ハイレベルウィークには、安倍総理大臣及び茂木外務大臣が出席した。

安倍総理大臣は、一般討論演説を行い、G20大阪サミット、第7回アフリカ開発会議(TICAD7)、京都コングレス、東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、2019年から2020年に日本で開催される国際的なイベントに言及するとともに、教育・女性分野におけ

³⁶ 特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW: Convention on Certain Conventional Weapons) の2018年11月現在の締約国は125か 国・地域

³⁷ 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。 2020年1月現在の締約国数は、日本を含め164か国・地域

³⁸ 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

³⁹ クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

⁴⁰ クラスター弾の使用・所持・製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2020年11月現在の締約国数は、日本を含め107か国・地域



国連本部 (写真提供: UN Photo/Steven Bomholtz)



国連総会に出席する安倍総理大臣 (9月24日、米国・ニューヨーク 写真提供:内閣広報室)

る日本の貢献、北朝鮮・中東情勢を含む地域情勢、多国間枠組みを利用した格差への対処の重要性について述べた。

安倍総理大臣は、「国連ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)ハイレベル会合」に出席し、国民皆保険制度の導入によってUHCを達成したことが、日本の社会経済発展、健康長寿の達成を支えてきたことを紹介した。加えて、G20大阪サミット及びTICAD7において、保健に加え、栄養、水・衛生などの分野横断的取組の促進、保健財政の強化について議論したことに触れ、その重要性を強調した。

また、安倍総理大臣は「SDGサミット」に出席し、G20大阪サミットやTICAD7における成果を含む過去4年間のSDGs推進の実績を共有した。また、安倍総理大臣自身も全閣僚が参加する「SDGs推進本部」の本部長として、「ジャパンSDGsアワード⁴¹」や「SDGs未来都市⁴²」の取組を始め、オールジャパンでSDGs

を推進してきたことを紹介し、12月までに日本のSDGs推進の中長期戦略である実施指針を改定し、進化した日本の「SDGsモデル」を示すと述べた。

このほか、安倍総理大臣は、米国、イラン及びヨルダンとの首脳会談、ミシェル次期欧州理事会議長(ベルギー首相)及びグテーレス国連事務総長との会談、並びにトゥスク欧州理事会議長との夕食会を実施した。また、バッハ国際オリンピック委員会(IOC)会長及び2018年ノーベル平和賞受賞者ムラド女史から表敬を受けた。

グテーレス国連事務総長との会談では、2020年、国連が創設75周年を迎えることを踏まえ、国連安保理を含む国連改革が重要であることを確認した。また、北朝鮮について意見交換し、国連安保理決議の完全な履行の重要性を確認した。さらに、安倍総理大臣から拉致問題の早期解決に向け改めて理解と協力を求め、グテーレス国連事務総長の支持を得た。

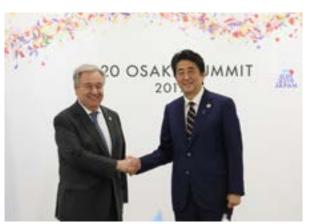
茂木外務大臣は、開発のための革新的資金調達リーディンググループ会合を主催したほか、日米豪印閣僚級協議や国連安保理改革に関するG4外相会合など、計7つの多国間会合に出席した。また、日米、日中など11の外相会談などを行い、国連総会出席の機会を通じて各国の外相との間で相互の信頼関係を強化した。

このように、安倍総理大臣及び茂木外務大臣は、世界中から要人が集まる国連総会の機会を活用し、国際社会が直面する様々な課題の解決に向けた日本のリーダーシップを示すとともに、各国要人との二国間会談を精力的に実施して二国間関係の強化を図り、国際社会に向けて日本の政策や立場を積極的に発信した。

グテーレス国連事務総長は、6月及び8月の 二度にわたり訪日した。6月の訪日は、2017 年1月の事務総長就任後3度目であり、G20 大阪サミットに出席した。その際の安倍総理大 臣との会談では、安倍総理大臣からSDGs達成 など、地球規模課題解決に向けた具体的取組を

⁴¹ SDGs達成に向けて優れた取組を行っている企業・団体を表彰

⁴² 地方自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市を選定



グテーレス国連事務総長と握手を交わす安倍総理大臣 (6月28日、東京 写真提供:内閣広報室)

進めていくと述べたところ、グテーレス国連事務総長から支持を表明するとともに、気候変動問題への取組の重要性を強調した。安倍総理大臣はグテーレス国連事務総長の国連改革の努力や平和構築の取組を最大限支援していくと述べ、グテーレス国連事務総長は謝意を表明した。双方は、北朝鮮などの地域情勢についても意見交換し、イラン情勢について緊張緩和の必要性があることで一致した。

8月のTICAD7に際してグテーレス国連事務総長は再び訪日し、安倍総理大臣との会談を行った。安倍総理大臣は、TICAD7の大きなテーマである平和と安定の実現に向けて、アフリカ自身の取組を後押しするとともに、平和の持続に重点を置くグテーレス国連事務総長の取組を最大限支援していきたいと述べ、双方が引き続き努力していくことを確認した。グテーレス国連事務総長は、日本のアフリカ支援に高い評価を示した。

7月下旬には、9月の第74回総会議長就任を控えたムハンマド=バンデ第74回国連総会議長が訪日し、安倍総理大臣を表敬するとともに、河野外務大臣と国連安保理改革、北朝鮮情勢、SDGs、気候変動、海洋プラスチックごみ、保健などのグローバルな課題について意見交換を行った。

(2) 国連安全保障理事会(国連安保理)、国連 安保理改革

プ国連安全保障理事会(国連安保理)

国連安保理は、国連の中で、国際の平和と安

全の維持に主要な責任を有している。国連安保理決議に基づく国連平和維持活動(PKO)などの活動は多様さを増しており、大量破壊兵器の拡散やテロなどの新たな脅威への対処など、その役割は年々拡大している。

日本は、2016年1月から2017年12月末 まで国連加盟国中最多となる11回目の国連安 保理非常任理事国を務めるなど、地域情勢や平 和構築などに関する国連安保理での議論に積極 的に貢献している。11回目となる任期中は、 北朝鮮による3度の核実験(2016年1月、9 月及び2017年9月)及び累次の弾道ミサイル 発射を受けて採択された6つの国連安保理決議 の作成に貢献するなど、北朝鮮の核・ミサイル 問題などの解決に向けて尽力してきた。また、 2019年12月に開催された「不拡散/北朝鮮」 を議題とする国連安保理公開会合では、北朝鮮 による弾道ミサイル発射は、国連安保理決議違 反であり、日本のみならず国際社会全体にとっ て深刻な挑戦であること、国連安保理決議の完 全な履行が重要であることを呼びかけるなど、 国際の平和と安全の維持に関わる議論に力を尽 くしてきた。

☑ 国連安保理改革

国連発足後75年が経とうとする中、国際社会の構図が大きく変化するに伴い、国連の機能が多様化した現在でも、国連安保理の構成は、基本的には変化していない。国際社会では、国連安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性、代表性及び透明性を向上させるべきとの認識が共有されている。

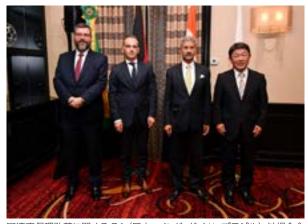
日本は、これまで軍縮・不拡散、平和維持・平和構築、人間の安全保障などの分野で国際社会に積極的に貢献してきており、国連を通じて世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことができるよう、常任・非常任議席双方の拡大を通じた国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを行っている。

国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で国連安保理改革に関する政府間交渉が行われている。第73回国連総会の政府間交渉(2019年1月から6月まで計5回開催)の共同議長(アラブ首長国連邦及びルクセンブルクの国連常駐代表)は各国・グループのコメントを基に前会期の文書の改訂に取り組んだ。2019年6月に第73回会期においてまとめられた文書を含め第74回国連総会(2019年9月から2020年9月まで)へ引き継ぐ決定が国連総会でコンセンサスにより採択された。

ムハンマド=バンデ第74回国連総会議長は、アラブ首長国連邦の国連常駐代表を第72回会期から引き続き政府間交渉共同議長として再任するとともに、ポーランドの国連常駐代表を新たな政府間交渉共同議長に任命した。

日本は、国連安保理改革の推進のために協力するグループであるG4(日本、インド、ドイツ及びブラジル)の一員としての取組も重視している。茂木外務大臣は2019年9月の国連総会ハイレベルウィークに合わせて開催されたG4外相会合に出席した。G4の外相は同会合で、今期総会において進展を得るため、ムハンマド=バンデ総会議長と連携して政府間交渉のプロセス改善に取り組むこと、2020年の国連創設75周年を念頭に、平和・安全の維持に責任を負う能力と意思を有するG4が緊密に連携しつつアフリカを含む他の有志国に対する関与を継続していくことで一致した。日本は引き続



国連安保理改革に関するG4(日本、インド、ドイツ、ブラジル)外相会合(9月25日、米国・ニューヨーク)

き、改革推進派諸国と緊密に連携し、国連安保 理改革の実現に向けたプロセスに前向きに関与 していく。

(3) 国連行財政

7 国連予算

国連の予算は大きく分けて通常予算(1月から翌年12月までの2か年予算。2020年から2022年までは試験的に1月から同年12月までの1か年予算を導入)とPKO予算(7月から翌年6月までの1か年予算)で構成されている。

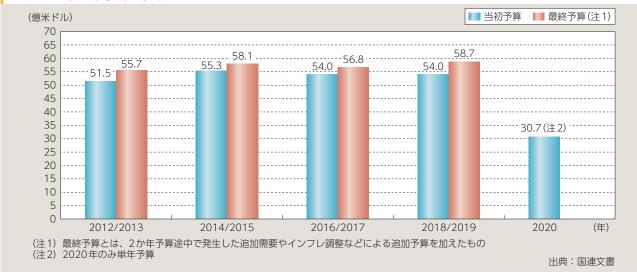
このうち、通常予算については、2019年12月、国連総会において、2020年予算として約31億米ドルの予算が承認された。また、PKO予算については、2019年7月に2019年から2020年度のPKO予算が承認され、予算総額は約65.2億米ドル(前年度最終予算比約8%減)となった。

✓ 日本の貢献

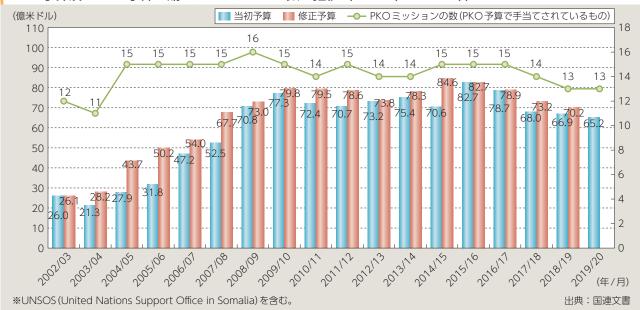
国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金については、日本は2019年通常予算分担金として約2億3,878万米ドルを負担しており、米国、中国に次いで3番目である。2019年PKO分担金としては約8億143万米ドルを負担しており、これも米国、中国に次いで3番目である。日本は、主要財政貢献国の立場から、国連が予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行ってきている。

グテーレス国連事務総長は、平和への取組及び開発とともに国連のマネジメント改革を優先課題として位置付け、事務局機能の一層の効率化・効果向上に取り組んでいる。日本は同改革の目的を支持しつつ、各国の厳しい財政事情を踏まえ、加盟国への追加的な財政負担を求めることなく改革が進められるよう働きかけを行っている。2017年12月末に採択されたマネジメント改革の方針などに関する国連総会決議に

国連2か年通常予算の推移



PKO予算及びPKO予算で賄われるミッション数の推移(2003年~2020年)



主要国の国連通常予算分担率

| 順位** | 国名 | 2016 - 2018年 | 2019-2021年 | 増減ポイント | | |
|-------------------|------|--------------|------------|---------|--|--|
| 1 | 米国 | 22.000% | 22.000% | ± 0 | | |
| 2 | 中国 | 7.921% | 12.005% | + 4.084 | | |
| 3 | 日本 | 9.680% | 8.564% | - 1.116 | | |
| 4 | ドイツ | 6.389% | 6.090% | - 0.299 | | |
| 5 | 英国 | 4.463% | 4.567% | + 0.104 | | |
| 6 | フランス | 4.859% | 4.427% | - 0.432 | | |
| 7 | イタリア | 3.748% | 3.307% | - 0.441 | | |
| 8 | ブラジル | 3.823% | 2.948% | - 0.875 | | |
| 9 | カナダ | 2.921% | 2.734% | - 0.187 | | |
| 10 | ロシア | 3.088% | 2.405% | - 0.683 | | |
| ※ 2019年から2021年の順位 | | | | | | |

外交青書 2020

| 順位* | 国名 | 2018年 | 2019年 | 2020 - 2021年 |
|-----|------|----------|----------|--------------|
| 1 | 米国 | 28.4344% | 27.8912% | 27.8908% |
| 2 | 中国 | 10.2377% | 15.2197% | 15.2195% |
| 3 | 日本 | 9.6800% | 8.5640% | |
| 4 | ドイツ | 6.3890% | 6.0900% | |
| 5 | 英国 | 5.7863% | 5.7900% | 5.7899% |
| 6 | フランス | 6.2801% | 5.6125% | 5.6124% |
| 7 | イタリア | 3.7480% | 3.3070% | |
| 8 | ロシア | 3.9912% | 3.0490% | 3.0490% |
| 9 | カナダ | 2.9210% | 2.7340% | |

主要国のPKO予算分担率

10

※ 2019年から 2021年の順位 出典: 国連文書

2.0390%

基づき、2019年1月には新たな組織体制が発足した。今後、新たな体制の下で国連の財政・予算・人的資源管理の効率化が進んでいくことが期待される。

韓国

⑤ 国際社会における法の支配

[法の支配] とは、全ての権力に対する法の優 越を認める考え方であり、国内において公正で 公平な社会に不可欠な基礎であると同時に、友 好的で平等な国家間関係から成る国際秩序の基 盤となっている。さらに、法の支配は国家間の 紛争の平和的解決を図るとともに、各国内にお ける「良い統治(グッド・ガバナンス)」を促進 する上で重要な要素でもある。このような考え 方の下、日本は、安全保障、経済・社会、刑事 など、様々な分野において二国間・多国間での ルール作りとその適切な実施を推進している。 さらに、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促 進するため、日本は国際司法裁判所 (ICJ)、国 際海洋法裁判所(ITLOS)、国際刑事裁判所 (ICC)を始めとする国際司法機関の機能強化に 人材面・財政面からも積極的に協力している。 また、日本は法制度整備支援のほか、国際会議 への参画、各国との意見交換や国際法関連の行 事の開催を通じ、アジア諸国を始めとする国際 社会における法の支配の強化に努めてきている。

(1) 日本の外交における法の支配の強化

2.2670%

日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の一つとしており、力による一方的な現状変更の試みに反対し、領土の保全、海洋権益や経済的利益の確保、国民の保護などに取り組んでいる。例えば、日本は、国連総会を始めとする国際会議や関係国との会談など、様々な機会に法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を確認し、その促進に取り組んでいる。また、国際社会における法の支配の促進の観点から、日本は、国際法に基づく国家間の紛争の平和的解決、新たな国際法秩序の形成・発展、各国国内における法整備及び人材育成に貢献している。

日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進すべく、国連の主要な司法機関であるICJの強制管轄権を受諾⁴³しているほか、多くの国際裁判所に対する人材面・財政面の協力を含め、国際社会における法の支配の確立に向けた建設的な協力を行っている。例えば、日本はICC、常設仲裁裁判所(PCA)への最大の財政貢献国であり、人材面では、ITLOSの柳井俊二裁判官(2005年から現職、2011年10月から2014年9月まで同裁判所所長)、ICCの赤根智子裁

⁴³ ICJ規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在、日本を含めて74か国が宣言しているにとどまる。

判官(2018年3月から現職)などを輩出している。ICJについては、小和田恆裁判官(2003年2月から2018年6月まで。2009年3月から2012年6月まで同裁判所所長)の退任に伴い、2018年6月に行われたICJ裁判官補欠選挙において、日本から立候補した岩沢雄司東京大学教授が当選し、歴代4人目の日本人裁判官として職務に就いている(186ページ コラム参照)。これらの貢献を通じて、日本は国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努めている。また、外務省として国際裁判に臨む体制を一層強化するとの観点から、2015年に外務省国際法局に設置した国際裁判対策室を中心に、国際裁判手続に関する知見の増進や、国内外の法律家との関係強化を図ってきている。

✓ 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際ルー ルの形成は、法の支配強化のための重要な取組 の一つである。日本は、各国との共通目的の実 現に向けた法的基盤を作るための二国間や多数 国間条約の締結を積極的に進めるとともに、国 連などにおける分野横断的な取組に自らの理念 や主張を反映する形で国際法の発展を実現する ため、ルール形成の構想段階からイニシアティ ブを発揮している。具体的には、国連国際法委 員会(ILC)や国連総会第6委員会での国際公法 分野の法典化作業、また、ハーグ国際私法会議 (HCCH)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)、 私法統一国際協会(UNIDROIT)などでの国際 私法分野の条約やモデル法の作成作業など、各 種の国際的枠組みにおけるルール形成プロセス に積極的に関与してきている。ILCでは、村瀬信 也委員(上智大学名誉教授)が「大気の保護」 の議題の特別報告者を務め、大気環境の保護に 関するガイドライン草案などの審議を通じて国 際法の発展に貢献している。また、HCCH、 UNCITRAL及びUNIDROITでは、各種会合に 政府代表を派遣し、積極的に議論をリードして いる。さらに、UNIDROITにおいては、神田秀 樹理事(学習院大学教授)が作業計画の策定な どに貢献している。UNCITRALにおいても、日 本は委員会設立以来の構成国としてプレゼンスを発揮している。

写 国内法整備その他

日本は、国際法遵守のために自らの国内法を 適切に整備するだけではなく、法の支配を更に 発展させるために、特にアジア諸国の法制度整 備支援や法の支配に関する国際協力にも積極的 に取り組んでいる。例えば、日本は、日本を含 むアジア諸国の学生に対し、紛争の平和的解決 の重要性などの啓発を行うとともに、次世代の 国際法人材の育成と交流を強化するとの観点か ら、外務省と国際法学会の共催(協力:日本財 団) で国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開 催している。21回目となった2019年には、 海洋法及び政府職員の外国の刑事管轄権からの 免除に関する架空の国家間紛争を題材に、17 か国73校から参加登録があり、15か国(日 本、バングラデシュ、中国、インド、インドネ シア、韓国、マレーシア、ミャンマー、ネパー ル、パキスタン、フィリピン、ロシア、シンガ ポール、タイ及びベトナム)の大学生が東京で 開催された口頭弁論(本戦)に参加し、英語に よる書面陳述・弁論能力などを競った。これに 加え、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯 一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮 問委員会(AALCO)に対して人材面・財政面 で協力している。



2019年「アジア・カップ」決勝法廷(8月7日、東京)

(2) 海洋分野における取組

海洋国家である日本にとって、法の支配に基



国際司法裁判所の裁判官を務めて

岩沢雄司

2018年6月から国際司法裁判所 (ICJ*) の裁判官を務めています。ICJは、オランダ・ハーグにある国家間の紛争を解決する国際裁判所で、国連の「主要な司法機関」です。国際紛争の解決に寄与するだけでなく、国際法の解釈適用を通じて国際法の明確化及び発展に貢献しており、国際社会で最も権威ある国際裁判所といってよいでしょう。国際法の重要な概念や法理の多くは、ICJが提示し諸国に受け入れられたものです。例えば、国が国際共同体全体に対して負う義務で



平和宮の大法廷で

ある「対世的義務」の概念などです。ICJは、国連総会及び安全保障理事会で行われる選挙によって選ばれる国籍の異なる15名の裁判官によって構成されています。日本人でICJの裁判官を務めるのは、田中耕太郎氏(元最高裁長官)、小田滋氏(元東北大教授)、小和田恆氏(元外務次官、国連大使)に次いで私が4人目です。ICJの前身の常設国際司法裁判所では、織田萬氏(元京大教授)、安達峰一郎氏(元フランス大使)、長岡春一氏(元フランス大使)が裁判官を務めたので、通算すると7人目となります。

ICJには現在多くの事件が係属しています(2019年12月時点で17件)。次々と事件が持ち込まれているのは裁判所が信頼されている証左であり、歓迎すべきことです。注目される事件の口頭弁論や判決言渡しには、多くの傍聴人やマスコミが詰めかけます。口頭弁論や判決言渡しは、近年はインターネットで中継されるので、世界中で相当の人が注視しているはずです。

私は裁判官に就任して以来1年半ほどの間に8件の事件に関与しました。ICJは評議を繰り返しながら判決をまとめていきます。重要な案件に関与し判決の作成に携わることができるのは、光栄であると同時に、重責に身が引き締まる思いです。私は裁判官に就任する前は、東京大学法学部で国際法を講義していました。40年以上国際法の研究教育に携わったことが、裁判官としての職責を果たす上で役立っています。また、私には、アメリカ3年、イギリス3年半、フランス1年の留学や在外研究の経験があります。さらに、国連先住問題常設フォーラム委員3年、アジア開発銀行行政裁判所裁判官9年(うち3年は副所長)、国連自由権規約委員会委員11年半(うち3年半は委員長)の国際法実務経験もあります。このような経験も現在の職務に大いに役立っています。

ICJは最近年6件ほどの事件を審理していますが、15人の裁判官を含め職員は100人余りしかいません。ICJがこの規模で重要な判決を出し続けていることに驚かれることが少なくありません。



国際司法裁判所がある平和宮で

私は裁判所から徒歩圏内に居を構え、歩いて通勤しています。前に大学に籍を置いていたときには、講義がない日は自宅で研究することが多かったのですが、ICJにおいても同じように、自宅で仕事をすることが少なくありません。ICJの仕事の合間に研究も行っているので、毎日とても忙しく過ごしています。ハーグは緑豊かで静かな良い街です。余裕があるときには散策するなどハーグの生活をもっと楽しみたいと思っています。

* ICJ: International Court of Justice

づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課題である。安倍総理大臣は、2014年5月の第13回アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)の基調演説で「海における法の支配の三原則」(①国家は法に基づいて主張をなすべきこと、②主張を通すために力や威圧を用いないこと及び③紛争解決には平和的な事態の収拾を徹底すべきこと)を提唱し、以降、日本は、これを一貫して主張してきた。例えば、2019年11月の第14回東アジア首脳会議(EAS)で、安倍総理大臣は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋がインド太平洋地域の平和と繁栄の礎であることを主張している。

海における法の支配の根幹となるのは、国連 海洋法条約 (UNCLOS) である。同条約は、 日本を含む167か国(日本が国家承認してい ない地域を含む。)及びEUが締結しており、公 海での航行・上空飛行の自由を始めとする海洋 に関する諸原則や、海洋の資源開発やその規制 などに関する国際法上の権利義務関係を包括的 に規定している。領海や排他的経済水域を含む 分野に関する同条約の規定は、慣習国際法とし て確立していると広く受け入れられており、ま た、海洋における活動は同条約の規定に従って 行われるべきとの認識が国際社会で広く共有さ れている。今後、一層複雑化し多岐にわたる海 洋の問題に対応していく上で、包括的な、かつ、 普遍的な法的枠組みである同条約に基づく海洋 秩序を維持・強化していくことが重要である。

UNCLOSの下では、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野での法秩序の維持と発展のため、1996年にドイツ・ハンブルクにITLOSが設置された。ITLOSは、特に近年海洋境界画定を含む幅広い分野の事例を扱っており、その重要性は増している。日本はITLOSの役割を重視し、設立以来、日本人裁判官を2人続けて輩出している。

UNCLOSに基づき設立された大陸棚限界委員会(CLCS)も、大陸棚延長制度の運用において重要な役割を果たしている。日本は、CLCSの設立以来、委員を輩出し続けているなど(現在の委員は山崎俊嗣東京大学教授)、

CLCSに対する人材面・財政面での協力を継続している。また、最近の動きとして、同じくUNCLOSに基づき深海底の鉱物資源の管理を主な目的として設置された国際海底機構(ISA)では、2018年に開始した深海底の鉱物資源の開発に関する公正な規則の策定が継続して行われた。日本は自国の立場が同規則に反映されるよう交渉に積極的に参画しており、また、以前から、深海底技術に関する途上国の能力構築を支援し、深海底の秩序作りを主導する国との評価を得ている。

さらに、2017年12月には、国連総会決議72/249により、国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用に関し、UNCLOSの下にある新たな国際約束を作成するための政府間会議を開催することが決定され、2019年8月までに3回の会合が開催された。日本政府としては、BBNJの保全と持続可能な利用という二つの側面の間のバランスを重視するという日本の立場が新たな国際約束に反映されるよう、積極的に議論に参加している。

(3) 政治・安全保障分野における取組

日本の外交活動の法的基盤を強化するため、 政治・安全保障分野における国際約束の締結に 積極的に取り組んでいる。安全保障分野では、 自衛隊と外国の軍隊との間の物品・役務の相互 提供に係る決済手続などについて定める物品役 務相互提供協定 (ACSA)、移転される防衛装 備品や技術の取扱いについて定める防衛装備品 及び技術移転協定、関係国との間の安全保障に 係る秘密情報の共有の基盤となる情報保護協定 などの更なる整備を進めた。フランス及びカナ ダとの間では6月及び7月にACSAが、イタリ アとの間では4月に防衛装備品及び技術移転協 定がそれぞれ発効した。ドイツとの間では、2 月に情報保護協定について大筋合意に至った。 また、EU及びEU構成国との間の政治・安全 保障などの分野における将来にわたる協力の法 的基礎となる戦略的パートナーシップ協定 (SPA) は、2月に暫定的適用を開始した。さ

らに、重要課題である日露間の平和条約の締結などに向けた交渉に引き続き取り組んでいる。

(4) 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本 国民・企業の海外における活動の基盤整備など の観点から、諸外国との間で経済面での協力関 係を法的に規律する国際約束の締結・実施がま すます重要となっている。2019年には、各国・ 地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協 定などの署名・締結を行った。また、アジア太 平洋地域、欧州などを対象とする経済連携協定 (EPA) 交渉に取り組み、日中韓自由貿易協定 (FTA)、東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) などの広域経済連携の交渉を積極的に進めた。 さらに、2018年7月に署名された日EU・EPA が2019年2月に発効した。2019年10月には 日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が署名 され、12月に協定発効のための書面による通 告が行われ、2020年1月に発効した。

さらに、日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、世界貿易機関(WTO)の 紛争処理制度の活用を図るとともに、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、環境、漁業、海事、航空、労働、社会保障などの社会分野でも、日本の立場が反映されるよう国際約束の交渉に積極的に参画し、また、これを締結している。例えば、漁業分野では7月に中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定を締結し、また、海事分野では、3月に船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)を締結した。

(5) 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な 犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処 罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本 は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を 一貫して支持し、様々な協力を行っている。財 政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出 国であり、2019年現在、分担金全体の約 15.7%を負担している。加えて、人材面にお いても、ICC加盟以来継続して裁判官を輩出し て、2018年3月からは9年間の任期で赤根前 国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が裁判 官を務めている。また、新検察官選出委員会に おいて野口元郎国際司法協力担当大使兼最高検 察庁検事が独立専門家を、予算財務委員会にお いて小嵜仁史委員が委員長を務めるなど、ICC の活動に様々な面で協力している。ICCが国際 刑事司法機関としての活動を本格化させている ことに伴い、ICCに対する協力の確保や補完性 の原則の確立、裁判手続の効率性と実効性の確 保が急務となっており、日本は、締約国会議の 場を通じて、ガバナンス問題研究グループの共 同議長を引き続き務めるなど、これらの課題に 積極的に取り組んでいる。

さらに、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、他国との間で必要な証拠の提供などを一層確実に行えるようにしている。具体的には、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備のため、刑事共助条約(協定)44、犯罪人引渡条約45及び受刑者移送条約46の締結を進めている。米国との間では、テロなどの重大な犯罪に関する情報を迅速に交換するための重大犯罪防止対処協定が1月に発効した。7月には、ベトナムとの間で受刑者移送条約に署名した。

✓ 人権

(1) 国連における取組

図連人権理事会

国連人権理事会は、国連での人権の主流化の流れの中で、国連の人権問題への対処能力の強化を目的に、人権委員会を改組する形で2006年に設立された。1年を通じてジュネーブで会

⁴⁴ 刑事事件の捜査と手続の面で他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

⁴⁵ 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

⁴⁶ 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

合が開催され(年3回の定期会合、合計約10週間)、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、審議・勧告などを行っている。日本は、これまで、2006年6月から2011年6月(1期目・2期目)まで、2013年1月から2015年12月(3期目)まで及び2017年1月から2019年12月(4期目)まで理事国を務めた。直近では、2019年10月の選挙で当選し、2020年1月から2022年12月まで理事国を務めている(5期目)。

2019年2月及び3月に開催された第40会期のハイレベル・セグメント(各国の主要な代表者による会合)では、辻外務大臣政務官がスピーチを行った。その中で、辻政務官は、日本は、「人間の安全保障」の考え方に基づき、人権の保護・促進に国内外で引き続き貢献していく決意である旨述べた。さらに、拉致問題の早期解決の重要性を訴えるとともに、アジアの人権状況改善や民主化の進展に向けた取組や社会的弱者の権利の保護・促進に係る取組などを紹介した。

同会期では、EUが提出した北朝鮮人権状況 決議が無投票で採択された(採択は12年連続)。同決議は、拉致問題及び全ての拉致被害 者の即時帰国の緊急性及び重要性、日本人に関 する全ての問題の解決、特に全ての拉致被害者 の早期帰国の実現などに言及する内容となって いる。さらに、2017年3月の人権理事会決議 で決定された国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の能力強化の取組について、2年間 の延長を決定している。

9月の第42会期では、日本はカンボジア人権状況決議案を主提案国として提出し、同決議は、全会一致で採択された。同決議は、カンボジアにおける最近の人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、カンボジアの人権状況に関する特別報告者のマンデートを2年間延長することを決定している。

✓ 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会で

は、例年10月から11月にかけて、社会開発、 女性、児童、人種差別、難民、犯罪防止、刑事 司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝 鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関す る議論が行われている。第3委員会で採択され た決議は、総会本会議での採択を経て、国際社 会の規範形成に寄与している。

第74会期では、EUが提出し、日本が共同 提案国となった北朝鮮人権状況決議案が、11 月の第3委員会と12月の総会本会議において、 無投票で採択された。同決議は、拉致問題及び 全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要 性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続 けている多大な苦しみ、日本人拉致被害者の帰 国の問題の早期解決、さらには、被害者の家族 に対して被害者の安否及び所在に関する正確な 情報提供などに言及する内容となっている。

さらに日本は、シリア、イラン、ミャンマーなどの国別人権状況や各種人権問題(社会開発、児童の権利など)についての議論にも積極的に参加した。これまでと同様、女性NGO代表を第74回国連総会第3委員会の政府代表顧問として派遣するなど、市民社会とも連携しつつ、人権保護・促進に向けた国際社会の議論に積極的に参加した。

学 子どもに対する暴力撲滅

日本は、2018年以降、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」 (GPeVAC)に参加し、子どもに対する暴力の 撲滅に向けて取り組む「パスファインディング 国」として、GPeVACの活動に積極的に関与 している。その一環として、市民社会や民間企 業と協力しながら、子どもに対する暴力撲滅に 向けた国別行動計画の策定に取り組んでいる。 8月から10月には、同行動計画に子どもの意 見を取り入れるため、インターネット上で「子 どもパブコメ」が実施された。日本は、引き続 き国際社会と連携しつつ、国内外で子どもに対 する暴力を無くすための取組を推進していく。

■ ビジネスと人権に関する行動計画

日本は、2011年6月の第17回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則:国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」の履行に向けて積極的に関与しており、そのコミットメントの一つとして、企業行動における新たな世界基準となりつつある人権の尊重に係る行動計画の策定に向けて取り組んでいる。

2018年に企業活動における人権保護に関する既存の法制度や施策の現状を確認するため、現状把握調査を実施後、行動計画の策定に向けて、関係府省庁、経済界、労働界、法曹界、学術界などからの関係者が集まり意見交換を行うことを目的とした作業部会を設置した。さらに、関係府省庁の諮問に応じて、同作業部会で協議された事項に関し、有識者からの見解を示すことを目的とした諮問委員会を設け、議論を重ねてきた。また、国内からの有識者だけでなく、国連「ビジネスと人権」作業部会委員などを含む海外の有識者と意見交換をする機会も設けた。

日本は、この行動計画の策定を通じ、責任ある企業活動の促進を図ることにより、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の信頼・評価を高め、国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上に寄与することを目指しており、引き続き、様々なステークホルダー(利害関係者)などの意見を踏まえつつ、計画策定の作業に取り組んでいく。

(2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

ア 国際人権法

人権理事会の下には、18名の個人資格の専門家から構成される人権理事会諮問委員会が存在する。同委員会の任務は、研究の結果と調査に基づく助言を主に行うことにより、人権理事会に専門的意見を提供することである。9月に開催された第42回人権理事会において、人権理事会諮問委員会委員選挙が行われ、日本から立候補した中井伊都子甲南大学法学部教授が当選を果たした。日本は、同委員会が活動を開始

した2008年から現在まで、同委員会に継続して委員を輩出しており、中井教授は日本出身の3人目の委員となる。

また、日本は、日本が締結している人権諸条約について、各条約の規定に従い、国内における条約の実施状況に関する定期的な政府報告審査に真摯に対応してきている。1月にはジュネーブで児童の権利条約の政府報告審査を受けた。

☑ 国際人道法

日本は、3月に最終会合が開催されたジュ ネーブでの国際人道法に関する政府間プロセス に積極的に参加することによって国際人道法の 履行強化に積極的に取り組んできた。10月に は日本赤十字社との共同で国際人道法国内委員 会を開催した。12月の第33回赤十字・赤新月 国際会議では、他国と共同で国際事実調査委員 会 (IHFFC) の認知度向上と利用促進に関する 共同プレッジ(約束)を提出し、ステートメン トにおいては、サイバー攻撃や自律型致死兵器 システムなどの先端技術の出現が紛争の様相を 大きく変化させている中での国際人道法の普 及・履行強化について述べた。また、国際人道 法の啓発の一環として、例年同様、赤十字国際 委員会主催の国際人道法模擬裁判大会に講師を 派遣した。

(3) 二国間の対話を通じた取組

国連など多国間の枠組みにおける取組に加え、日本は、人権の保護・促進のため二国間対話の実施を重視している。1月には第13回日・イラン人権対話(テヘラン)、3月には第6回日・ミャンマー人権対話(東京)、8月には第10回日・カンボジア人権対話(プノンペン)を開催した。それぞれ人権分野における両者の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場での協力について意見交換を行った。

(4) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、 2010年度から2014年度まで第三国定住(難 民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意 した第三国に移り、定住すること)により、タ イに一時滞在しているミャンマー難民を受け入 れた。

2015年度以降は、マレーシアに一時滞在し ているミャンマー難民を受け入れるとともに、 タイからは相互扶助を前提に既に来日した第三 国定住難民の家族を呼び寄せることを可能と し、2010年度から2019年度までに合計50 家族194人が来日した。

来日後は首都圏の自治体を中心に定住を実施 してきたが、難民問題への全国的な理解を促進 することなどの観点から、首都圏以外の自治体 での定住を積極的に進めることとし、2018年 は広島県呉市及び神奈川県藤沢市、2019年は 兵庫県神戸市において定住を開始した。

難民を取り巻く国際情勢などは大きく変化し ており、こうした国際社会の動向をふまえ、難 民問題に関する負担を国際社会において適正に 分担するとの観点から、日本は、6月、新たな 枠組みによる第三国定住による難民の受入拡大 を決定した。具体的には2020年度から、難民 の出身国・地域を限定することなくアジア地域 に滞在する難民及び第三国定住により受け入れ た難民の親族を、年1から2回、60名の枠内 で受け入れることとした。

第三国定住による難民受入れは欧米諸国が中 心となって取り組んできたが、アジアで初めて 日本が受入れを開始し、さらにはその拡大を決 定したことから、日本の積極的な難民問題への 取組について、国際社会からの注目を集めてい る。

8 女性

(1) G7ビアリッツ・サミット

8月にフランスが議長国を務めたG7ビア リッツ・サミットでは、「不平等との闘い」を テーマとしてジェンダー平等が議論され、その 結果、「ジェンダー平等及び女性のエンパワー メントに関するG7宣言|が採択された。アフ リカのセッションでは、アフリカにおける女性

の起業の促進も議論され、付属文書として「女 性起業家支援」が発出された。

(2) G20大阪サミット

6月に開催されたG20大阪サミットでは、 女性が主要議題の一つとして取り上げられ、女 性の労働参画推進、STEM(科学、技術、工学、 数学) 分野を含む女子教育支援、女性起業家を 含む女性ビジネスリーダーの声を反映すること などが首脳宣言に盛り込まれた。また、公式サ イドイベントの一つとして女性のエンパワーメ ントに関する首脳特別イベントが開催され、 G20首脳や国際機関の長が、女性のエンパワー メントに対するG20のコミットメントを再確 認した。

(3) 国際女性会議WAW!

日本は、女性の活躍推進のための日本の取組 を国内外に発信するとともに、女性をめぐる様々 な課題について、政治、経済、社会分野の第一 線で活躍する国内外のトップリーダーが議論す る場として、2014年から国際女性会議WAW! を開催している。5回目となったWAW!は、 2019年3月にG20のエンゲージメント・グルー プ(国際社会の活動にかかわる関係者により形





第5回国際女性会議WAW!での議論の様子(3月23日、東京)

成された、政府とは独立した団体)の一つであるW20 (Women20) と同時に開催された。

第5回WAW!のテーマは「WAW! for Diversity」で、持続可能な開発目標(SDGs)に謳われた「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、あらゆる視点を取り込んでいくことが重要との認識の下、現在の日本社会及び国際社会が抱える今日的な課題について、女性の視点を中心に議論を行った。「地方活性化と雇用創出、そのためのリーダーシップ」、「多様性を育てるメディアとコンテンツ」、「女性の参画と紛争予防・平和構築・復興」、「多様性を成長に:企業経営や職場環境」、「家族の未来:頼る・活かす・分かち合う」などのトピックについて議論した(193ページ 特集参照)。

また、W20では「ジェンダーギャップの解消を通じた新しい成長のカタチ:女性のエンパワーメントを実現するガバナンスとは」、「女性起業家が創る新しい市場価値」、「ジェンダー投資:世界の新潮流」、「デジタル時代のジェンダー平等」、「患者や介護者としての女性の就業:健康格差の是正による男女平等と労働参加の向上」、「労働におけるジェンダーギャップを解消する:ハッピーなワークとライフの実現へ」について議論した。

なお、2020年4月3日及び4日には、6回目となるWAW!が開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、開催を延期することとした。

(4) 国際協力における開発途上国の女性支援

安倍総理大臣は2016年5月に、開発協力大綱に基づく新たな分野別開発政策の一つとして「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表するとともに、2016年から2018年までの3年間で、約5,000人の女性行政官などの人材育成と約5万人の女子の学習環境改善の実施を表明し、日本はこれらを着実に実施した。また、同2016年12月に開催された第3回WAW!

で、安倍総理大臣は、開発途上国の女性たちの活躍を推進するため、①女性の権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備及び③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、2018年までに総額約30億米ドル以上の支援を行うことを表明し、日本はこれらを着実に実施した。2019年3月に開催された第5回WAW!では、安倍総理大臣から、途上国における女性の教育機会拡大のため、2020年までの3年間で、少なくとも400万人の女児・女性に質の高い教育、人材育成の機会を提供するコミットメントを再度表明した。

(5) 国連における取組

ア 国連女性の地位委員会

3月に第63回国連女性の地位委員会 (CSW⁴⁷) が開催され、日本からは、田中由美 子(城西国際大学招聘教授)日本代表、各府 省庁、国際協力機構 (JICA) 及びNGOから成 る代表団が出席した。会議では、「ジェンダー 平等及び女性と女児のエンパワーメントのため の社会保護システム、公共サービス及び持続可 能なインフラストラクチャーへのアクセス」を 優先テーマに議論が展開された。田中代表は、 一般討論演説で、保育・介護の受け皿拡大、性 犯罪・性暴力対策の推進といった国内の取組を アピールした上で、国際的な支援としては、安 全で快適な公共交通機関の向上を通じて、女性 と児童の教育や保健サービスへのアクセス改善 及び経済活動への参加促進に貢献していること を紹介した。また、引き続きユニバーサル・ヘ ルス・カバレッジの推進に努めるとともに、本 年のG20議長国として重視する教育分野にお いても支援を継続していくことを述べた。

✓ 国連女性機関

日本は国連女性機関(UN Women)との連携を強化しており、2013年に約200万ドルだった拠出金は、2019年には約1,790万ドルまで増え、主にシリアやイラクからの難民を抱



第5回国際女性会議 WAW! ~マララ・ユスフザイ・ノーベル平和賞受賞者の言葉~

3月23日及び24日に日本政府主催で「第5回国際女性会議WAW! (World Assembly for Women) | が開催されました。5回目の開催となった今回は、7か国から女性外相が出席したほか、 日本及び27の国と地域、3つの国際機関から様々な分野で活躍するトップ・リーダー82人が登壇 し、2日間で約3,000人が参加しました。「WAW! for Diversity (多様性)」をテーマに、SDGsが 掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で包摂性と多様性のある社会の実現に向け、若者や男性を 含め、多様な背景を持つ参加者が国内外の課題について議論しました。各参加者からのアイデアや 提案は総括文書として取りまとめられ、国連文書(番号:A/73/861)としても登録されました。

ここでは、この会議に参加したマララ・ユスフザイ・ノーベル平和賞受賞者による基調講演と、 マララさんが参加したパネル・ディスカッション「技術革新と変容する社会における人材育成」を 紹介します。

マララ・ユスフザイ・ノーベル平和賞受賞者による基調講演

基調講演では、マララさんから、生まれ育ったパキスタン の故郷で女子が学校に通えなくなり、自身が11歳の時に声 を上げることを決意し、現在の活動に至った経緯について述 べました。その上で、教育を受けることができない人生は未 来を閉ざし、社会に貢献する機会を奪うものであると指摘し ました。加えて、STEM(科学・技術・工学・数学)分野の 女子教育の推進は、技術革新の貢献にもつながることを強調 し、G20及びビジネスリーダーなどに、女子教育への更な る投資と支援を進めてほしいと訴えました。



マララ・ユスフザイ・ノーベル平和賞受賞者 (3月23日、東京)

パネル・ディスカッション「技術革新と変容する社会における人材育成」

パネル・ディスカッションでは、第4次産業革命とも言わ れるIT産業の発達の中で、どのように人材を育成し、人々 が取り残されることなく、公平にその恩恵を享受するのかに ついて、議論が交わされました。マララさんは、技術革新か ら取り残されている女子が10億人もいることを指摘し、各 国政府やビジネスリーダーからの支援を呼びかけ、誰でも権 利を行使できる社会を目指すべきと訴えました。また安倍総 理大臣が2020年までに少なくとも400万人の途上国の女



パネル・ディスカッションの様子 (3月23日、東京)

性たちに質の高い教育の機会を提供すると約束したことを受け、大変嬉しく思うとした上で、他国 からも同様の取組が増えてほしいとの発言がありました。さらに他のパネリストから、企業、大学、 国家政策などにおける具体的な取組事例として、ブルガリアでは民間企業の協力を得てITエンジニ アになる女子生徒の数が世界で1位となったことが紹介されたほか、ある大学関係者からは、今後 は専門分野のみならず幅広い知識を持った人材育成が必要であるとの認識の下、女子をSTEM分野 へ進学させることへのためらいをなくすことを目的とした大学での保護者への啓発活動が紹介され ました。

えるエジプト、ヨルダン、トルコなどの中東地域やナイジェリア、ニジェール、チャド、マリ、南スーダンを含むアフリカの紛争影響国において、性的及びジェンダーに基づく暴力被害者女性のニーズも踏まえた女性のための専用施設の確保、心理的・社会的支援、職業訓練を含めた経済エンパワーメント支援を実施している。また暴力的過激主義を防ぐため、女性のエンパワーメントによる強靱なコミュニティ作りや、レバノン、スリランカでは幅広く平和構築、和平・和解プロセスへの女性の参画支援を実施している。

性的暴力への対応

紛争の武器としての性的暴力は、看過できない問題であり、加害者不処罰の終焉及び被害者を支援していくことが重要である。21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、日本はこの分野に積極的に取り組んでおり、国連アクションや紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所といった国際機関との連携、国際的な議論の場への参加を重視している。

日本は、2019年、SRSG-SVC事務所に対し、約153.5万米ドルの財政支援を行い、イラク、コンゴ民主共和国、中央アフリカの警察・司法能力強化などに貢献している。さらに、国際刑事裁判所(ICC48)の被害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、累計約80万ユーロの拠出中、約60万ユーロを紛争下における性的暴力対策にイヤーマーク(使途指定)し、被害者保護対策にも取り組んでいる。

■ 女性・平和・安全保障(Women, Peace and Security: WPS)

日本は、女性・平和・安全保障に関する国連 安保理決議第1325号及びその関連決議の履行 に向けた「行動計画」を2015年に策定し、 2019年3月に第2版となる改訂版を策定した。 本行動計画に沿って、主にUN Womenや SRSG-SVC事務所などの国際機関への拠出に より中東、アフリカ、アジア地域のWPS分野 へ貢献している。また、実施状況のモニタリン グ及び評価として年次報告書を策定しており、 外務省のウェブサイトに公表している。2018 年のG7トロント外相会合で決定したG7女 性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシ アティブにおいて、日本はスリランカをパート ナー国として、2019年から同国のWPS行動 計画策定支援や紛争寡婦を含めた女性世帯の経 済エンパワーメントなど、WPS分野の実施を 支援している。

才 女子差別撤廃委員会

日本は、1987年から継続して女子差別撤廃 委員会(23人で構成(個人資格))に委員を輩 出している。現在は、2018年に行われた同委 員会委員選挙で当選した秋月弘子亜細亜大学教 授が委員を務めている。